

## JICA 環境社会配慮ガイドライン第7回フォローアップ委員会

日時 平成16年5月13日(木) 午前10時開会

場所 国際協力総合研修所 201A B会議室

### ◇出席委員 (敬称省略)

|           |       |                                      |
|-----------|-------|--------------------------------------|
| 共同議長／委員   | 原科 幸彦 | 東京工業大学総合理工学研究科教授                     |
| 委員        | 吉田 恒昭 | 東京大学新領域研究科国際環境協力コース教授                |
| 共同議長／委員   | 石田 恭子 | 環境・持続社会研究センター                        |
| 委員        | 松本 郁子 | FoE Japan                            |
| 委員        | 松本 悟  | メコン・ウォッチ                             |
| 委員        | 西井 和裕 | フィリピン情報センター                          |
| 共同議長／委員   | 作本 直行 | アジア経済研究所 開発研究センター次長・法制度<br>研究グループ長   |
| 委員        | 佐々木英之 | 社団法人海外コンサルティング企業協会<br>環境部会代表         |
| 委員(代理人出席) | 星 明彦  | 外務省経済協力局無償資金協力課                      |
| 委員(代理人出席) | 前田 茂  | 農林水産省大臣官房国際部海外技術協力室                  |
| 委員        | 藤森 祥弘 | 国土交通省総合政策局国際建設課長                     |
| 委員(代理人出席) | 関谷 毅史 | 環境省地球環境局環境協力室                        |
| 委員        | 田中 研一 | 独立行政法人国際協力機構国際協力専門員                  |
|           | 富本 幾文 | 独立行政法人国際協力機構企画・調整部次長<br>兼 環境社会配慮審査室長 |
|           | 上條 哲也 | 独立行政法人国際協力機構企画・調整部<br>環境社会配慮審査室チーム長  |

### ◇欠席委員

|    |       |                     |
|----|-------|---------------------|
| 委員 | 村山 武彦 | 早稲田大学理工学部複合領域教授     |
| 委員 | 川村 暁雄 | APEC モニターNGO ネットワーク |
| 委員 | 片山 徹  | 社団法人海外環境協力センター      |
| 委員 | 澤井 克紀 | 国際協力銀行環境審査室第2班課長    |
| 委員 | 沼田 幹夫 | 外務省経済協力局技術協力課       |
| 委員 | 根井 寿規 | 経済産業省貿易経済協力局技術協力課長  |
| 委員 | 稲葉 一雄 | 国土交通省総合政策局国際業務課長    |

注) 委員以外の発言者

高梨 寿 (ECFA 次長)

安達 一 (JICA 地球環境部グループ長)

中村 明 (JICA 社会開発部グループ長)

◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇

- **石田共同議長** では、本日 JICA の環境社会配慮ガイドライン第7回のフォローアップ委員会を始めたいと思います。本日共同議長を務めさせていただきます環境・持続社会研究センター（JACSES）の石田と申します。
- **作本共同議長** 後半を担当させていただきますアジア経済研究所の作本と申します。よろしく願いいたします。
- **石田共同議長** では、初めに上條様から資料のご説明をよろしく願いいたします。
- **事務局 上條哲也（以下 上條）** おはようございます。JICA の上條です。今日は、最初にお手元に配布してある資料をご説明させていただきます。

まず、FC.7-1 に今日の議題が書いてあります。次が FC.7-2、ページをめくっていただきまして、これは前回、議論をしてその指摘に基づいて修正したのですが、「JICA 環境社会配慮ガイドラインに関するフォローアップ委員会設置要項（案）」です。またページをめくっていただきまして FC.7-3、「JICA 環境社会配慮実施体制の設置（案）について」というものが3ページあります。まためくっていただきまして、FC.7-4、「環境社会配慮審査会（案）」、これが2ページあります。続きまして同じ FC.7-4 の3ページめ、この審査会の委員募集（案）があります。次が FC.7-5、「異議申し立て制度の議論のポイント」です。この FC.7-5 は11 ページまであります。最後に FoE の松本委員から頂いたコメントが FC.7-6 です。以上、6種類の資料がお手元にあります。

以上です。

- **石田共同議長** ありがとうございます。そうしましたら、1番の「JICA 環境社会配慮ガイドラインに関するフォローアップ委員会設置要項（案）」、こちらもご説明をよろしく願いします。
- **上條** それでは、FC.7-2 の資料を見ていただきたいと思います。この資料は前回の第6回委員会の時にも出してある資料です。そのときに幾つかご指摘があり、共同議長が前回議論をして決まったということもありまして、その議論を踏まえて文言の修正をしています。

具体的に文言を修正した個所は、1の設置目的のところの2行め、「異議申し立て制度等に関して」、この「等に関して」という言葉を前回の議論を踏まえて入れました。2番の構成のところでは、今年度のフォローアップ委員会ではビューローというものは設置しないと。共同議長が3名いて、ビューローは置かないということですので、そのビューローに関する文言を削除しました。

委員の構成のところは前回と全く変わっていません。開催スケジュールの下のほうの4月中旬～5月下旬というところで、前は第1回～第3回という書き方をしていたのですが、去年を通じて通し番号でやろうということですので、第6回～第8回にしました。8月中旬のところも同じで、前は第4回と書いてあったのですが、そこを第9回にしました。去年からの通しの番号としたということです。以上が修正したところです。

以上です。

- **石田共同議長** この設置要項案に関しまして、何かご意見はございますでしょうか。ビューローがなくなったという点と開催スケジュールですが。
- **原科共同議長** 回数が6、7、8と書いてありますが、この前の議論でもう少し増えるかもしれないというのがありましたね。そういうものは弾力的に対応していけるでしょうか。
- **上條** 去年も回数が要項案には書いてあったのですが、必要に応じて回数は増やしてましたので、今年も6、7、8回だけではなくて、9回めもやったほうが良いという議論になれば、要項以上の回数をやることは問題ないと思います。
- **原科共同議長** そうですか。必要によって何とかというように書かなくていいですかね。それだけちょっと。では、原則として、ということで考えてよろしいのですか。ここにはこう書いてありますが。
- **上條** もちろん、必要があれば議論の回数は増えるという理解です。
- **石田共同議長** よろしいでしょうか。  
 そうしましたら、次の2番の「JICA 環境社会配慮ガイドラインの実行体制の設置(案)」に移りたいと思いますが、ここで前回の第6回のフォローアップ委員会のときに、松本悟委員からたしかペーパーが出ていまして、積み残していたものも幾つかあったと思うのですが、その点はよろしいでしょうか。松本悟委員。
- **松本悟委員** 前回の資料をお持ちでない方もいらっしゃるかと思いますが、前回私は三つの点でコメントを出しました。一つは、今日これから議論をします異議申し立て制度なのですが、残りの二つが、一つは無償協力資金審査ガイドラインとの整合性についてという部分、それから審査諮問機関、これは審査会と名前が変わるようですが、そこへの外部からの情報・意見の提供についてという二つを出してあります。  
 私とすれば、本題である異議申し立て制度、あるいは審査諮問機関の議論をし終わったあと、あるいはその中で必要に応じてでもかまいませんが、この二つの点をどこかで議論していただければいいと思います。ですから、必ずしも今日冒頭でこれをまずやっておこうというのではなくて、必要に応じて、この項目については本委員会でも触れるということでもいいかなと思っています。
- **石田共同議長** どうもありがとうございました。そうしましたら、またその該当個所のところで議論をしていくという理解でよろしいでしょうか。  
 では、2番のガイドラインの実行体制の設置ということで、こちらの資料の説明をよろしく願いいたします。
- **上條** それでは、FC-7-3という資料を見ていただきたいと思います。前回は別紙の1という資料を出しまして、考え方をいろいろと説明しました。そして、いろいろなご意見を頂いたというのが第6回でした。そのご意見を踏まえまして、いつから開始するかなどを内部で議論しています。今、案を作りましたのでご説明させていただきます。  
 JICA 環境社会配慮実施体制の設置(案)について。まず時期は、平成16年7月1日から、JICA 環境社会配慮実施体制を以下のとおり設置する。案ですが、一応7月1日から

と考えています。

目的は、JICA 環境社会配慮ガイドライン（以下「ガイドライン」）を遵守した業務運営を行うために、組織的な体制を整備する。

2番、実施体制。JICA 環境社会配慮実施体制の構成は別紙1の通りとする。なお、事業部と在外事務所とは、ガイドラインで定義した協力事業を実施する部署のこととする。

環境社会配慮審査会と異議申し立て制度は別に定める。

3番、構成員の責任と権限及び役割。これは後でまたご説明します。別紙2の通りとする。

4番、スケジュール。

(ア) 環境社会配慮審査室が行う審査は、平成16年7月1日から開始する。ただし、平成16年3月までに行われた要請案件については、ガイドラインの可能な範囲を適用する。可能な範囲は、個別案件毎に事業部／在外事務所と協議の上定める。

(イ) 環境社会配慮審査会は、これは今日の議論を踏まえて、今日議論しておおよそ合意が得られればという前提なのですが、6月から7月に委員の募集・選考を行い、8月に設置する。9月以降、審査会の活動を開始する。

(ウ) この異議申し立てはまだスケジュールがなかなか決められないという判断をしているのですが、異議申し立て制度を構築次第、できるだけ早期に異議申し立て審議員の募集・選考を行う。

次の別紙の1は、第6回に配布させていただいた資料をベースにしています。説明させていただきます。環境社会配慮審査室は、前回ご説明したとおり4月1日からJICAの中で設置してあります。この審査室が環境社会配慮の審査を行うということで、実際環境社会配慮を行うのは、ガイドラインで協力事業としている開発調査、無償資金協力の事前の調査、技術協力プロジェクトの三つのスキームを行う事業部と、今年以降、前回うちの部長が説明したとおり、在外主導ということで在外事務所が直接事業を担当することもありますので、在外事務所も実際の環境社会配慮をガイドラインに従って行います。

そこで、各主要な段階で報告書ができてきますので、その報告書を審査室に上げていただきます。審査室で審査して済むものもありますし、そのあと環境社会配慮担当役員を通して審査会に諮問する案件もあります。審査会に諮問した案件はそこから答申を受けて、それをまた役員、審査室経由で事業部／在外事務所に審査結果として提供します。

そして、環境社会配慮審査室に助言するということで、国際協力専門員の環境を専門としている専門員の人たちにアドバイザーグループになっていただきます。

これを環境社会配慮ガイドラインの実施を確保する体制として考えていまして、役員の上に当然理事長がいて、必要なことは理事長に報告をします。

あと、これから議論するところですが、異議申し立て制度をこのラインとは別に考えています。申立人の方が異議申し立てをするということになれば、異議申し立て審議員、この名称は前回と変えました。前は審議役という言い方をしていましたけれども、後でまた異議申し立て制度の説明をするときにご説明しますが、今考えていますのは異議申し立て

審議員という名称です。そちらのほうに申し立てをしていただき、審議員が判断するわけですが、受理するか、却下するかという判断をまずしていただき、受理するもので、事業部や在外事務所に移送したほうが良いというものであれば移送していただき、事業部／在外事務所はその結果に対してまた報告を審議員に行います。

審議員がいろいろな調査をしまして、遵守か不遵守かという判断をした結果は、理事長に報告してもらいます。また、不遵守だと審議員が判断した場合は、理事長に対して提言をしていただきます。理事長はその提言を受けたら事業部のほうに指示をするということを考えています。ここは異議申し立ての議題のところでも説明させていただきます。

別紙の1の説明は以上で、別紙の2を見ていただけたらと思います。今、口頭で説明したようなことを前回第6回のときも口頭で説明したのですが、それを表にして、各構成員の役割ということでまとめました。

理事長は、環境社会配慮実施の総責任者ということで、環境社会配慮審議役の提言に対して必要な措置を講じます。

環境社会配慮担当役員は、環境社会配慮実施の責任者であり、環境社会配慮審査会に対する諮問を行います。

環境社会配慮審査会は、環境社会配慮担当役員からの諮問に対して、必要な答申を行います。審査会の設置要項、これは次の議題ですが、別途定めます。

異議申し立て審議員、これが名称を変えたものなのですが、ガイドラインの不遵守を理由としてあった申し出に対して、理事長に遵守・不遵守の結果を報告するとともに必要な提言を行う。これも異議申し立て制度要項は別途定めたいと思っています。

環境社会配慮審査室は、事業部／在外事務所が行う環境社会配慮の審査、環境社会配慮審査会の運営、環境社会配慮の研修と調査研究に関する事務をつかさどる。前回の第6回のときに、審査室が行う TOR ということを議論していただいたのですが、そこに盛り込まれたことを包括的に書いてあります。

国際協力専門員アドバイザーグループ、これは環境社会配慮審査室が委嘱を行う事項に対して、環境社会配慮に関する助言を行う。これは審査室のほうで必要だと判断したものに対して助言をしてもらうということです。

事業部と在外事務所の役割は、協力事業（開発調査、無償資金協力の事前の調査、技術協力プロジェクト）の実施にあたり、JICA 環境社会配慮ガイドラインに従い必要な環境社会配慮を行う。

審査主任、これは事業部と在外事務所に置くことを予定していますが、協力事業を行う事業部の技術審議役、審査室長または在外事務所の次長が担当する。環境社会配慮審査室に提出する各種報告書の環境社会配慮の事前審査を行う。

以上です。

- **石田共同議長** ありがとうございます。そうしましたら、今ご説明いただきました実施体制の設置(案)、実施体制の権限及び役割等に関しまして、ご意見等がございましたら、よろしく申し上げます。松本悟委員。

- **松本悟委員** 最初の設置（案）についてという紙に対してなのですが、4番めのスケジュールの（ア）のところに、平成16年3月までに行われた要請案件についての記述があります。可能な範囲でやるということは非常に積極的な姿勢だと思います。一方で可能な範囲と不可能な範囲がどうなっているのかというのは当然気になることです。現行で試験的に始めている、あるいはなるべく適用していると言っている案件についても、そのなるべくが何なのかというのがよく分からない。これはJBICの試行期間の間もよくいわれたことです。

せっかくいいものを作っているわけですから、変に思われることはないほうが得策ですし、別にそれをかさにかけて何かこそそとやることでもないと思います。したがって、できる範囲で何を適用し、何を適用しなかったのかということについては明らかにしたほうがいいと思います。後になって何か言われたときに、「いや、それは適用できないでしょう」「いや、できるのではないですか」という議論が起きてしまっただけでは、ここに書いてある文言が逆にネガティブに考えられないこともない。ということで、わたしの希望としては、この可能な範囲ということについては、どの段階で紙にするかということはお任せしたいと思いますが、少なくとも何を適用したのかということは明確にしておくべきではないかと思えます。

- **石田共同議長** 今のご意見に対してJICAのほうから何かありますでしょうか。  
富本委員。

- **富本** 富本でございます。今のご指摘なのですが、趣旨はおっしゃるとおりだと思います。やはり各案件によって進捗状況もそれぞれ違いますし、ガイドラインの検討の直後から始まった案件については、できるだけガイドラインの検討の進捗に応じてそれに見合うような調査項目を入れている可能性もあります。ただ、最終的なガイドラインの案は、19回の議論の中で委員会の提言があり、そこからさらにJICA内部の検討をしたので、案件によって、相当初期の段階では、まだ十分そういうものが反映されていない部分もあるかと思えます。ですから、適用の粗密が当然のことながら各案件ごとにあるということをもまず理解しなくてはいけないということです。そういう意味で、ここで可能な範囲というのは個別案件で違いますよと。ですから、事業部や在外事務所が十分協議して定めなければならない部分だということだと思います。

それがどのぐらいの作業になるか、それからどういったプロセスでやるのかということについても、千差万別になってきます。たくさん数があるかどうかというのはまた別問題なのですが、ですから、今のところはこういう文言にさせていただいて、今の点については持ち帰り、検討させていただきたいと思えます。

趣旨はよく分かるのですが、それに基づいてまた作業量が相当増えてしまいます。実際、今、事業部から課題部を作りまして、4月1日からやっているのですが、従来の開発調査あるいは技術協力プロジェクトを統合しまして、プログラム化をしようという方向になっています。実は、これが非常に大変な作業で、今、ガイドラインを作ったり方針を決めているわけですが、そういった中にさらに新たな作業が入ってくるということになりますと、

相当現場に負荷がかかってきます。要するにキャパシティがかなり限られているわけですし、かつ本部から在外に人を移そうという中で、どのぐらいのところまで可能なのかということ少し検討させていただきたいと思います。趣旨はよく分かりました。

以上です。

○ **石田共同議長** ありがとうございます。田中研一委員。

○ **田中研一委員** 今のご質問に対して2点申し上げたいと思います。まず1点目は、ここには「可能な範囲」ということになっておりますが、4月1日から施行されているガイドラインでは、これは「可能な項目」という言い方になっております。項目と範囲の違いがあるわけですが、ガイドラインのほうは一応項目ということになっております。

2点目は、松本委員がおっしゃったように、何を適用したかを明確にするべきだということなのですが、現在どういう状況かということをご説明させていただきます。平成16年3月までに行われた要請案件と申しましても、既に終了した案件には、この適用は実際に難しいわけです。ですから、今ちょうど動いているオン・ゴーイングで行われている案件につきまして、少なくともカテゴリのAに当たるようなものにつきましては、私たちも予備調査やいろいろな支援の調査を行いながら、特にステークホルダー協議をその中に入れて込んでいくという作業を行いつつあります。

ただ、そのステージが既にだいぶ進んだものと、まだこれからというもので先方政府の関係者の方々とステークホルダー協議について議論をする場合も、かなり違った対応になってきております。これからまさに今年度の予算でスタートするような開発調査につきましては、先ほど申しましたようなステークホルダー協議について合意形成を得る形がだいぶ出来つつあります。それから、既に進んでいるものにつきましては、最初できなかったステークホルダー協議を、ある程度時間はたちましたけれども、行っていくということで先方の関係者のかたとの合意形成を取りつつある案件もございます。

そういう意味では、松本さんがおっしゃった「何を適用したか」ということにつきましては、報告書がこれから出てまいりますので、そこの中でご覧になっていただけるということで、この点については確認をしていただけるものと思います。すべての報告書は基本的に、この階下のJICAの国際協力総合研修所の図書館に入りますので、これは情報としてはオープンになるものだと思います。

以上です。

○ **石田共同議長** 原科委員。

○ **原科共同議長** 今の件ですが、一つ、文章の表現で、「ガイドラインの可能な範囲を適用する」という言い方はちょっと何か・・・。「ガイドラインの適用可能な範囲」を対象とするとか、そんな感じかと思いますが、どうですか。「適用可能な範囲を対象とする」。それから、範囲という言葉は、項目でもよければ項目としたほうがいいかもしれません。

○ **田中研一委員** 適用可能な項目ですね。

○ **原科共同議長** 「適用可能な項目を対象とする」とか、そういう表現のほうがいいと思います。それから、可能な項目を定めるということで、これはそういうことだと思います。

が、審査会を設けていますので、環境社会配慮審査会にその結果を報告する、そうすればこれは、はっきりするのではないですか。スクリーニングの問題もありますし、かなり審査会の機能とかかかってまいりますので、そういう格好で透明性を高めていかなければなりません。

○ 石田共同議長 藤森委員。

○ 藤森委員 松本委員と原科先生からサブスタンスのお話があったのですが、わたしども霞ヶ関の人間から、極めて表現上の文章のあり方についてご質問したいと思います。このFC.7-3というのは、今後のJICA環境社会配慮実施体制の設置について全体を羈束する、フォローアップ委員会としての決め事という理解でよろしいのでしょうかというのが、1点めのご質問です。

そうであるした前提で申し上げますと、2の後半に環境社会配慮審査会および異議申し立て制度は別に定めるとなっております。そうしますと、別紙1の中で審査会、それから異議申し立て審議員の内容につきましては、別に定める内容になるわけです。したがって、2に戻りまして、この文章の実施体制の1行め、JICA環境社会配慮実施体制の構成は別紙1の通りとすると言っておきながら、制度は別に定めるという項目が二つある。それが一緒になったものが別紙1として記述されております。

これについては、制度自体はこの実施体制の中に含まれますが、詳細については別に定めるという意味ではないかと思しますので、表現をきちんと整理する必要があるのではないかと思います。

それから、同じく別紙2ですが、そういった意味で環境社会配慮審査会、異議申し立て審議員の責任・権限・役割を、この実施体制の設置の中に別に定めると言っておきながら書き込むのは不自然と思われまます。

それから、理事長の役割については、別紙1の中でこの理事長が実施体制の中、JICA側の執行機関の長としての位置づけであるのか、または中立的な立場なのかよく分からない状態で書かれております。ところが、別紙2では、理事長が総責任者として必要な措置を講じるということになっておりまして、実施体制側なのか、どういう位置づけなのかははっきりしない気がします。ここも、この文章が取り決めであるという理解であれば、きちんと書き込むべきではないかと思ひます。

それから、スケジュールですが、(ア)(イ)(ウ)と書いている(イ)と(ウ)につきましては、環境社会配慮審査会、異議申し立て制度を別途定めるということであれば、ここに書くのではなくて、環境審査会、異議申し立て制度を記述する文章の中に書き込んだほうがいいのではないかと。仮に、先ほど私が申し上げましたとおり、ご提案しましたこの実施体制の中で詳細は別に定めるということであれば、これでけっこうなのですが、それにしましても、例えば(ウ)の場合、できるだけ早期に異議申し立て審議員の募集・選考を行うというところまで書き込めるかどうかというのは、別途議論をする必要があるかと思ひます。

それから、スケジュール(ア)ですが、「16年3月までに行われた要請案件について」



という表現があります。「ガイドラインの可能な範囲を適用する」というのは、先ほど原科先生からご指摘がございましたとおり、あいまいな表現ですので、原科先生のご提案に賛成するところですが、この前半の「16年3月までに行われた要請案件」という表現です。これは、要請が平成16年3月までに行われたものなのか、それまでに実施可能な中の、JICAとしての行動を起こされたものを対象にするのか、表現があいまいです。それがはっきりしませんが、個別案件ごとに事業部／在外事務所と協議の上定めるといった場合に、対象がはっきりしてこないと考えられますので、この辺についてもきちんと記述すべきではないかと思えます。

以上です。

- **石田共同議長** ありがとうございます。幾つかポイントがあったと思いますが、一つずつ。最初の部分で、まずJICA環境社会配慮実施体制の設置(案)についての位置づけということだと思いますが、これはフォローアップ委員会としての決め事なのかどうかという意見でしたが、そのあたりのことをJICAから。
- **富本** 先ほどのフォローアップ委員会の設置要項の中には、審査諮問機関および異議申し立て制度等ということになっています。「等」の中に入っていると解釈して、要するにフォローアップ委員会として議論するのが非常に重要なのは、まず環境社会配慮ガイドラインを作ったけれども、本当に的確に実施されるのかどうかということをやはり十分に確保しなければならない、そういう議論をしていただくということで、その中に入っていると思います。そういう意味で、このフォローアップ委員会のキーワードとしてかまわないと思います。
- **石田共同議長** そうでしたら、2の中の「別紙1の通りとする」ということと「別に定める」という、実施体制に関する表現に関してはいかがでしょうか。
- **富本** それでは、只今のご提案がありましたとおり、「別途詳細は」というようなことで宜しいですか。
- **藤森委員** 異議申し立ての制度の詳細は別に定めると。
- **富本** 「の詳細は」と。
- **石田共同議長** 原科委員、よろしくお願いします。
- **原科共同議長** 今、藤森委員がおっしゃったところは確かにそうだと思います。環境社会配慮審査会と異議申し立て制度の詳細については別に定めるという前に、やはり環境社会配慮審査会の機能を1行ぐらい書いて、それから異議申し立て制度も1行書いて、そのうえで「詳細は」と言ったほうがいいでしょうね。1～2行でいいですから。そうしないとうまくいかないのではないかと。これだけでは情報としてうまく完結しないような感じがします。
- **石田共同議長** 富本委員。
- **富本** そうしますと、どうでしょうか。具体的な文言が分かるとよろしいのですが。例えば、別紙2にありますように審査会の機能は簡単に書いてありますが、そういったものを入れて、今、おっしゃったように簡単に話をしてから「詳細は定める」というような

ことで。文言は工夫させていただいて宜しいでしょうか。

- **原科共同議長** ここで書いたぐらいの文言がありまして、そのうえで詳細を書けばよろしいのではないのでしょうか。
- **富本** では、そのようにさせていただきます。
- **石田共同議長** では、今の点はそれでよろしいでしょうか。  
そうしましたら、その次は別紙2との兼ね合いのところですか。スケジュールの件でよろしかったのでしょうか。
- **藤森委員** 審査会と審議会は、前に言っていましたから、これはなくしてしまう。
- **富本** 取ってしまいますか。
- **作本共同議長** 今のお話で、別途詳細に定める方式にしますと、先ほど藤森委員からのご質問がありましたが、4番のスケジュールの（イ）と（ウ）に関することも、かなり詳細な内容にすると考えてここに残すのか、あるいは詳細のほうに譲るべきというようなこととおっしゃったと思うのですが、いかがでしょうか。
- **藤森委員** 詳細の意味が、機能の役割をきちんと定義するという詳細なのか、審査会の位置づけ、それからいつから審査会の作業、審査を始めるのかということとここで決めるべきかという、ここは委員のかたがたのご相談事項だと思いますので、これをすぐに外すべきだということにはならないと思います。
- **原科共同議長** 今おっしゃった趣旨を私なりに解釈しますと、環境社会配慮審査会と異議申し立て制度というのは突然に出てまいります。これは未定義用語なので、定義が必要だというのはおっしゃるとおりだと思います。定義をしたうえで、詳細については機能の解説が重点ですが、ただ、設置についてのことで、いつアクションを取るかはやはりこの紙に書いておいたほうが良いと思いますので、スケジュールの（イ）と（ウ）は残したほうが良いと思います。ただ、定義がなく急にぽんと出てきたのではおっしゃるとおり難しいので、簡単に定義して、詳しくは別紙を見るということでもいいのではないですか。
- **石田共同議長** それでよろしいですか。
- **藤森委員** はい。
- **石田共同議長** それ以外の点としまして、案のところで、要請案件の定義に関してはいかがでしょうか。
- **原科共同議長** この表現だときちんと確認できないのではないかというご意見でしたね。
- **石田共同議長** 田中研一委員。
- **田中研一委員** 藤森委員がおっしゃった意味はよく分かりました。それでは、私が先ほど言いましたように、今、オン・ゴーイングで動いている案件が重要だという認識からしますと、例えば「平成16年4月以前に要請が行われ、協力が開始されている案件についてはガイドラインの可能な項目を適用する。」という言い方にしたほうが良いと思います。いかがでしょうか。ご意見がありましたらどうぞ。
- **中村** よろしいですか。

- **石田共同議長** はい、よろしくお願いします。
- **中村** 社会開発部・運輸交通グループの中村と申します。  
今の田中委員のご意見に関してなのですが、事業が開始されたとなりますと、今ガイドラインの中では、新規案件の検討段階から必要な手続きを描いておりますので、実質上は、その以前から必要な項目に対応することになるのではないかと思います。したがって、具体的に4月以降に事業が開始されたといえますと、実際はその前からガイドラインに該当するようなアクションが取られていることとなります。JICA でその体制が必ずしも整っていない部分があるのではないかと思いますので、そこはもう少し検討したほうがいいのではないかと思います。
- **田中研一委員** では、何か良いアイデアはありませんか。
- **原科共同議長** どういう表現がいいでしょうか。以前に要請が行われ、協力が開始されたという表現でないほうがいいということですね。どうい表現になりますか。
- **田中研一委員** あるいは、以前に要請され、協力が「現在行われている案件」という意味ではやはりまずいですか。
- **中村** 要請のタイミングというのが非常に定義が難しいのだと思うのですが、相手国政府からすればかなり以前の日付で要請をしている例も恐らくあると思います。所定の手続きを経て、日本政府側に受領されて、新規案件の検討というステージに入る段階と考えますと、日本政府あるいはJICA が受領して審査に入る時点をや要請段階としまして、それが4月以降というのがいちばん。
- **田中研一委員** 以前ではないでしょうか。
- **中村** 4月以降ですね。4月以降にそういう形で要請が受領されたものから適用というのがいちばん明確なのではないですか。  
ああ、それ以前ですね。
- **田中研一委員** 古いほうの要請を言っているものですから、オン・ゴーイングで動いている案件です。
- **原科共同議長** むしろ7月1日から開始ですから、7月1日以前のもので良いということなのでしょう。オン・ゴーイングなのですから。審査は7月1日から開始しますが、その前、6月30日以前のももオン・ゴーイングの対象にしますということではないのですか。それをうまく表現していただくとよろしいのでは。7月1日から開始だと、7月1日以降のものしか対象にならないような気がします。そうではないのですか。
- **藤森委員** 普通に読むと、審査室の審査は7月に開始するのですが、7月1日から開始するときの対象は何か。対象は、平成16年3月までに、既に何らかのJICAとしてアクションを起こした案件について個別に協議して定めるということをお願いしたいわけですか。
- **作本共同議長** 中間はどうなのですか。
- **原科共同議長** 4月、5月、6月はどうかと。当然対象だと思いますよ。
- **藤森委員** 今、中村さんがおっしゃったのは、それ以降のことが抜けていますよというご指摘を頂いたとわたしは理解しています。ご自身で指摘していないのは非常にありがた

いと思いました。

- **原科共同議長** だから、わたしは6月30日以前でいいのではないかと。同じことです。4、5、6が抜けてしまいますから、この表現だったら。
- **藤森委員** 4、5、6については要請が出てきただけと。4、5、6について何らかのアクションを起こしたものを対象とするのか、要請が出てきただけのものを入れるのかというのでは非常に大きな差があります。
- **原科共同議長** どっちみち入ってしまうのだから。
- **藤森委員** その辺は微妙ですけども。
- **富本** ちょっと整理させていただきますと、実際に4、5、6で要請が上がるということはないのでしょうか。今年度は今、要望調査をしておりますので、実際に上がってくるのは9月ごろ、秋口ということになりますので、そこからこのガイドラインが正式に対応になる。

今、議論しているのは、4月1日からこのガイドラインがまさに適用され、運営されていますが、その時点で、つまり4月1日以前から少なくとも要請がなされていて、つまり前年度に要請されていて、前年度に採択されたりして動き出している案件、その中にはもう既に終了したものもある。しかし、現在4月1日を跨って実施されている案件もある。そういう意味ですね。それに対してどうするかという議論です。

それは7月1日以降から審査室で実質的には審査を始めて、ある段階では審査会ができて、9月ごろと書いてありますが、そのころに報告をするなり、先ほどの話でどういう項目を適用したということ報告するということになります。

- **安達** JICA 地球環境部第三グループ長の安達です。今の点に関しましては、文章の整合性からすると、恐らく7月1日から審査を開始するという限りにおいて、その前の取り扱いという意味では、整合性上は6月末までの定めにしておいたほうがいいと思います。

それから、「平成16年6月末までに行われた要請案件については」というこの書きぶりについては、この書きぶりでわたしはよろしいのではないかと思います。というのは、環境ガイドライン上の所定の手続きは要請案件受領時点から発生しているわけで、採択・未採択関係なく、その段階から審査を行うものが手続き上出てきているわけですから、あくまでも、要請を受領しているものについては、環境配慮ガイドライン上のすべての項目を満たさないということになります。したがって、途中段階から環境ガイドラインの適用ということにならざるをえないので、その整合性からすれば、この表現で問題はないと思います。

要は、今、ご議論されているというか、想定されているのは、どこの段階から環境ガイドラインに基づいた手続きを開始するかということ定義できないかということなのではないかと思います。それは先ほど議論されたように、適用可能な範囲内ということですから、それぞれの事業のステージに応じて、仮に案件採択前の段階で、案件採択前に本来やるべきである手続きが再度行われる可能性があれば、環境ガイドラインに従って行われるものもあるでしょうし、既に案件採択がされているものについては、採択以降の所定の

手続きを踏むということをご想定することだと思います。

- **石田共同議長** はい、松本委員。
- **松本悟委員** 混乱の源は、審査開始日を入れていることだと思います。これは要するにガイドラインを適用する・しないの話ですから、審査をいつ始めるのかという情報をここに加える必要があるのかは、私もよく分かりません。ガイドライン本体には4月1日から適用すると書いてあるわけですから、それは適用するのであって、その審査が7月1日という、また別の日が出てくることによって、この部分は大きく混乱をしていると思います。  
ですから、4月よりも前に要請があった案件についてはどうするのか。そして、7月以降に要請があった案件についてはフル適用しますというその二つだけがあれば、審査をいつから始めるのかというのが必要なかどうかはよく分かりません。  
というのは、可能な範囲で適用した場合、当然そこについては審査をするわけです。そんなことも考えると、一体4月からおたくは何をやっているのだろうということになりますから、むしろ書かないでガイドラインの適用がいつか、それで適用前はどうかということだけを書けばいいのではないのでしょうか。  
どうしても7月1日と書かなければいけないのですか。この審査開始日というのが必要なのでしょうか。
- **富本** 先ほど申しましたように、適用が可能な範囲の項目を定めるとか、確認するという作業もありますし、審査室としても、4月1日以降できまして、今まさにこういう議論をしている段階なので、今すぐ審査を始めると言われてもなかなかできない体制であるということです。ですから、7月1日ということを決めてやったほうが、より準備も整い、適切な審査ができるのではないかと趣旨です。そういう意味では定めたいと思います。
- **原科共同議長** 恐らく、これはこういうことだと思います。3月と書いてあるのは、4月1日でガイドラインの適用と考えていいのではないですか。だから、3月以前のものに関してはだめだと、そういう表現だと思います。適用は4月1日です。
- **富本** ガイドラインの表現は、4月1日以降適用するものについては、まず第1番めには4月1日以降に要請されたものということになります。これは実際には9月以降です。まず、そこで一回切れます。そして、ただし書きがあって、それ以前のものについては適用可能な項目ということですから、今その議論をしているわけです。
- **原科共同議長** 適用の問題は4月1日で、これは実施体制の設置ですから、実施体制がいつから動くかでしょう、大事なことは、それについて書いているので、やはりこういう表現で正しいと思います。
- **松本悟委員** 7月1日から必要だと。
- **原科共同議長** はい。7月1日からアクションをやるのだということをご公表してやるのは大変大事なことだと思います。
- **松本悟委員** 繰り返しになりますが、つまり4月1日以前に要請がなされた案件に対して行う可能な項目についてのガイドライン適用ということ自体が、7月1日以降行われるということでしょうか。

- **富本** 審査がですね。
- **松本悟委員** ですから、適用の審査は7月1日以降と。4～6には、審査室はその点ではまだ機能していないということを誠実に書いたということ。
- **原科共同議長** 準備段階ですね。
- **富本** おっしゃるとおりです。
- **石田共同議長** そうしましたら、今の議論、7月1日以前という形でよろしいのでしょうか。
- **藤森委員** 審査室が審査を開始するのは7月1日、これはあったほうがいいのではないかと。ただ、この審査室が審査する対象として、対象の範囲を決めるということが今議論になっているわけです。ガイドライン上は「4月1日以降、要請のあったもの」という言い方になっています。わたしが引っかけましたのは、「3月までに行われた要請案件」と書いてありますので、要請が3月末までに成されたものと読めて、ガイドラインと比較して読んだときに非常にあいまいな表現になっている。それをきちんと書いたらどうですかというご指摘をしたわけです。  
 ただ、先ほど田中委員からご説明がありました案としまして、16年3月末までにJICAとして何らかのアクションが取られて、オン・ゴーイングのものを対象とするということであったと思います。ところが、3月末の要請があつて、オン・ゴーイングになっていないものもあるのかもしれない。それはどうするのかというのはもう少し明確に書かないと混乱が生じて、委員のかたがたの共通の理解が得られないのではないかと思います、いかがでしょうか。
- **田中研一委員** 今、藤森委員がおっしゃった点についてもう一度意見を述べさせていただきます。  
 この原文ですと、3月までに行われた要請案件というのは過去までさかのぼってたくさんあるわけです。そういうニュアンスも入ってきます。先ほど申し上げましたように、いちばん大事なものは、この4月1日以前に要請が行われて、それは大体昨年度の要請で、今採択されたりして、実際に動くものでは5～6月からスタートするものもあるわけです。オン・ゴーイングで動いてゆきます。  
 今年度の4月以降に要請がなされる案件というのは、来年の大体4月以降にいろいろなものが開始されるわけですから、その間、1年間近く、オン・ゴーイングで動く案件がたくさん出てきます。そのあたりのニュアンスをきちんと説明しておかないといけないと思います。先ほど申ししたのは、平成16年4月以前に要請が行われ、現在協力が、例えば実施されている、あるいはこれから実施される案件についてはというニュアンスを出せばと思ったからです。
- **原科共同議長** そうしたらこういうほうがいいのではないですか。むしろもっと単純に表現して、まず一つは、4月1日以降は当然適用対象だと、だから3月以前が問題だということですね。ただし、平成16年3月までに行われた要請案件のうち協力が終了していないものという表現はできないのですか。終わっていないということでしょう。終わった

ものは対象外。

- **田中研一委員** そうですね。今、動いている、あるいは動くもの。
- **原科共同議長** そして、「は」を「も」にしたらいいのです。「も」にして、3月以前のものも終わっていないものは対象にしますよと、そういうことが分かるようにしたほうがいい。「は」と書いてしてしまうから何か……。これは「も」で、プラスアルファ、アディショナルだと分かるようにしたほうがいいかもしれません。
- **松本隆平委員（代理前田）** 農水省の前田です。松本の代理で来ております。ガイドラインの本文の2-10で、「ガイドラインの適用と見直し」という項目がありまして、この中で、「本ガイドラインは2004年4月1日より施行し、2004年度の要請案件から適用する。2004年4月1日以前に要請された案件については、可能な項目については本ガイドラインを適用し協力事業を実施する」とあります。この文面をそのまま、今回の環境社会配慮審査室が行う審査対象として書けば、ガイドラインとの整合もついて分かりやすいと思いますが、どうでしょうか。
- **原科共同議長** ガイドラインの表現にすると。
- **吉田委員** そのとおりだと思うのですが、そうすると松本さんの懸念していた4月1日という、これは不要なのですよ。だってガイドラインは4月1日になっているし、審査室も4月1日から設置されたわけでしょう。そうしたら、実際はどうかというより、体制上はもう審査を行っている状況にないと説明がつかないのではないですか。どういうものを審査するかという、審査のプロセスは既に準備して行っているということになるのですから。この最初の1行は要らないような気がします。審査室は設置されているのですから。問題は審査会でしょう。審査会は今後どうなるかというのがいちばん重要な懸念事項です。そういう意味では、混乱を招く最初の1行だと思います。
- **原科共同議長** むしろ1番で言わなくてはいけないのは、3月以前の案件で終了していないものも対象にしますよと。それをどのようにするか、可能な範囲というのは、個別案件ごとに事業部／在外事務所との協議で定める。言いたいのはこのことだけですね。そして、下の、その結果を審査会に報告するという、その二つのポイントがあればいいのではないですか。おっしゃるとおりです。最初ものは重複します。先ほど松本委員の代理の前田さんがおっしゃったことで、重複してしまうから、規定に書いている以外のその二つのポイントだけ、協議して範囲を決めるということと、その結果を報告するということがあればいいのではないですか。かえってこう書くと、審査室がサボっているみたいで……（笑）。
- **富本** サボってはいらないですよ（笑）。分かりました。今のご提案で、文言をまた変えさせていただきます。
- **藤森委員** 問題はスケジュールのところに書き込めなくなります。日付がなくなりますよね。審査の対象範囲だけを記入するのにスケジュールのところに書き込むのは不自然です。
- **原科共同議長** そうですね。スケジュールではありません。項目を変えたほうがいいで

すね。項目を変えて対象案件みたいなことで。

- **藤森委員** 提案ですが、これは別紙2の環境審査室のところに付記すればいいことではないかと思いますが、いかがでしょうか。
- **原科共同議長** わたしはここでいいような感じがします。項目を変えて、おっしゃるように、スケジュールという項目ではなくて、対象案件というようなことで。
- **石田共同議長** はい、作本委員。
- **作本共同議長** すみません、わたしが発言したらうまくないのかもしれないのですが、この表題全体が、体制の設置についてということで、いつから活動しますと、最初に性格はどうかと言われたらことと結びつくのですが、この中でスケジュールをうたいたい気持ちは分かります。そこに同時に、いつから審査会を機能させるというか、活動させるか、少なくともスケジュールに置くならば項目を(ア)(イ)で分けるとか、あるいは(ア)の後半は、ある意味では効力をいつから適用しますというか、審査会を機能させますということですから、スケジュールにはなじまないのではないかと思います。それをさらに別途の細則か何かに譲るかどうかは、重さの加減でよく分からないのですが、このスケジュールというところに全部くくるということは無理があるのではないかと感じます。
- **原科共同議長** ちょっと時間を食いますね(笑)。
- **石田共同議長** すみませんね。どうでしょうか、この件に関しましては。
- **田中研一委員** いいでしょうか。
- **石田共同議長** はい、田中研一委員。
- **田中研一委員** 今、前田委員がおっしゃったガイドラインの適用と見直しのところの文言を入れるのがやはりいちばんよろしいかと私も思います。というのは、可能な項目については本ガイドラインを適用して、協力事業を実施すると書いてありますので、実施するということはオン・ゴーイングでやるという意味が含まれていますので、わたしはこれがやはりいちばんよろしいと思います。それをそのまま入れればよろしいと思います。
- **富本** ただし、先ほど言いましたように、ここに入っていますが、可能な項目については、やはり事業部と在外事務所との協議、それから個別案件ごとに定めるという項目については残していただきたい。
- **田中研一委員** もちろん、これは可能な項目について入っている要件だと思います。
- **富本** いや、ですから、可能な項目について定めることについて、事業部と在外事務所との協議、それから個別案件という文言についてはぜひ残していただきたい。そうしませんと、具体的に案件ごとに違いますから、一律に適用されるということはなかなか難しいと思います。そこだけはぜひお願いします。  
では、議長のほうでまとめていただけますか。
- **石田共同議長** いろいろ議論があったと思いますが、もしできましたらJICAのほうで、次回再度この部分を書き直して、フォローアップ委員会に出していただきますようお願いいたします。
- **原科共同議長** ちょっと提案します。今までの議論も深まって行って、わたしなりにち



よっと提案させていただきます。(ア)の表現ですが、こんな表現はいかがでしょうかということ申し上げます。「本ガイドラインは平成16年4月1日から適用されたが、同年3月までに行われた要請案件として・・・」と、多少、それ以前のものについて今おっしゃった文言を入れて、そして富本委員がおっしゃったように、適用対象を相談するということを書く。それから、もう一つは、やはりその結果を審査会にぜひ報告していただきたい。それはぜひ加えていただきたい。そういうような要素を盛り込んでいただきたいと思えます。よろしいですか。

- **富本** はい。そのようなことで対応いたします。事務局の方で不備がありましたが、次回までに成文して提出します。
- **石田共同議長** この個所でかなり時間を取ってしまって申し訳ないのですが、どうしましょう。
- **原科共同議長** もう一つ気になることがあったのですが、もうやめておきましょうか。審議員という表現が、やはり審議役のほうが重みがあるようで、審議員というのはちょっと軽い感じがしてしまうのです。
- **富本** これについては、後ほど異議申し立てのときに、最終的に名称についても含めてご説明させていただきたいと思えますので、ご議論を頂きたいと思えます。
- **原科共同議長** では、別紙のほうへ行きましょう。
- **石田共同議長** ちょっと一言、作本委員からコメントがあります。
- **作本共同議長** 今、文章のほうの議論を頂きましてありがとうございます。次に、実施体制のチャート図なのですが、前回も出していただいていたのですが、名称が今見ていただきましたように3か所ぐらい変わっております。もう既にご紹介がありましたが、以前の審査諮問機関が環境社会配慮審査会になりましたし、前は単に担当役員と書いてあったのが環境社会配慮担当役員、こういう名称の役員を本当に置くことが可能なかどうかということもあるでしょうし、あと環境社会配慮審議役という名称が、異議申し立て審議員という名称に今の段階では変わっております。あと、在外事務所の中でも審査主任と担当者の間の矢印関係は、線の位置づけも前回意見を聞いて変わっているかと思えますが、このあたり、チャート図についてご意見を賜われればと思います。
- **原科共同議長** 環境社会配慮審査会という表現にすることは、前回決まりましたね、この委員会で。あとのことはその後。
- **富本** まず環境社会配慮担当役員を置くということについては、ここでご提案申し上げて、ご了承を得られれば、そのような役員という名称で置きたいと思えます。それから、先ほど藤森委員から理事長の位置がちょっとおかしいのではないかとということで、もう少し真ん中のほうに、より左側に移して、工夫をしたいと思えます。

それから、審査会、これはいいですね。それから、在外事務所のやり取りなのですが、ここは報告とか審査とか矢印関係ではなくて、いわば在外事務所の中にそういう機能があり、審査主任を置き、その下に担当者を置いて、それぞれが一つの環境社会配慮ガイドラインの事実についての検討、あるいは実施をするという意味ですので、矢印関係というよ

り、このままされてよろしいのではないかと思います。

審議委員の委員については、後ほどまた議論するということができればいいか。

- **原科共同議長** 今回のフローチャートの中で理事長に矢印が入ってくるだけなのですが、別紙2の理事長の役割のところでは、必要な措置を講じるとなっていますので、理事長側から矢印が出ていかないとおかしいですね。左の方へ出ていくことによって・・・。
- **富本** 後ほど議論されますが、提言に基づいてのアクションがありますので、これは担当役員のほうに矢印がつくと思います。これは後ほどの異議申し立てのときの議論を踏まえた形にしたいと思います。
- **藤本委員** 一つだけ、最後に。今の異議申し立て審議員の役割ですが、別紙2のチャートでは、申立人と異議申し立て審議員とのところで、審議員からの異議申し立て、受理/却下だけになっています。申立人は結果を何も報告を受けられないということなのですが、後ほどご審議いただきますこの異議申し立て審議委員の機能・役割の結果を受けて、ここも修正の必要があるかと思っています。
- **石田共同議長** 次のチャートのほうはよろしいでしょうか。別紙2の環境社会配慮ガイドライン実施体制の構成員の責任と権限及び役割、このページに関しまして何か。  
吉田委員。
- **吉田委員** いちばん肝心なところは、理事長の権限及び役割の中で、環境社会配慮審議役および異議申し立て審議員の提言に対してと、両方入るのではないですか。
- **上條** 修正を間違えたと思います。審査役はおっしゃるように審議員です。
- **吉田委員** 両方、2人のほうから、一つは環境社会配慮担当役員の報告、もう一つは今、上條さんがおっしゃった異議申し立て審議員の提言、二つの提言を勘案して指示を与えるという役割ですよ。チャートとこちらのディスクリプションを整合してほしいということです。以上です。
- **石田共同議長** その他の個所は。はい、佐々木委員。
- **佐々木委員** 前回のフォローアップ委員会の際に、このチャートや役割について、環境社会配慮審査会と審査室の関係についてかなり意見が出されたと思います。そのときの議論の決着がよく分かっていないまま、この別紙2を見ますと、環境社会配慮審査室の役割の中に、環境社会配慮審査会の運営をすると、事務局的な部分をやるというのが残っている形になっていますが、これは前回どういうふうになったのか、どなたか覚えていらっしゃいますか。  
わたしがこの辺を気にしますのは、前回の意見の中になんか多くあったように、審査会の独立性を維持しなければいけないという議論があって、そうなるのであれば、審査会の業務内容と量はかなりのものになると想像されますし、そうすると、サポート役がなくては、なかなか案件の審査の処理がうまくいかないだろうと。そうすると、いろいろな実際の現場での業務がタイムリーに進まないのではないかとこのことを気にしています。
- **上條** いいですか。
- **石田共同議長** はい、上條委員。

- **上條** 前回、審査会の事務局は環境社会配慮審査室が行うということは、特にあまり大きな意見はなかったと思います。ただ、異議申し立て制度の事務局を環境社会配慮審査室が行うということに対しては意見があったという理解です。ですから、異議申し立ての事務局はどうするかということは議論があると思いますが、この審査会の事務局をどうするのかということは、前回は環境社会配慮審査室が行うということで特に意見はなかったと思うのですが。
- **原科共同議長** これはわたしも意見を申し上げましたが、今おっしゃったとおりで、コンプライアンスのほうは、審査の結果自体も評価対象になるので、その事務局が外部チェックの役割を果たすのはおかしい。ですから異議申し立て、遵守の審議役の人は別の扱いにしたほうがいいのではないかと。そういうことで、理事長直属になっているのですね。ですから、事務局も審査室とは分けてもらいたいと申し上げたのです。
- **石田共同議長** はい、松本悟委員。
- **松本悟委員** 事業部／在外事務所のところに書いてある「協力事業の実施にあたり」というところですが、これはある意味では、わたしはガイドラインの欠陥なのかもしれないと思っているのですが、確かにガイドラインには協力事業は三つに書いてあって、詳細設計調査が抜けているのです。ところが、詳細設計調査については、詳しくそで行われる環境社会配慮については書かれているわけです。したがって、このように括弧づけで具体的に書かれてしまうと、詳細設計調査のときには何もやらないのかということになってしまう。もちろんガイドラインの冒頭にそう書いてあるから、この記述自体が誤りだとは言いませんが、しかし当然 D/D の際にもこのガイドラインに従った配慮をしなければいけないので、D/D は必ず入れてほしいと思います。
- **富本** 括弧を取るといえることですか。
- **松本悟委員** ガイドライン上、協力事業がこの三つに定義されているのです。ですから、それは今ここで蒸し返すわけにはいけないので・・・。
- **富本** D/D につきましては、開発調査の中に含まれているという考え方を取っております。
- **松本悟委員** 取っているのですか。
- **富本** 取っているというか、開発調査の一環としてやっていると。ですから、それについては開発調査をまず切り分けるということにはならない。
- **松本悟委員** そうですか。
- **安達** ガイドラインに従い、必要な環境配慮を行うとなっていて、ガイドライン自体に適用範囲が書いてありますから、適用対象の事業が明記されているわけですので、括弧は要らないのではないかという気がします。
- **原科共同議長** 括弧は要らない。括弧を取りましょう。
- **石田共同議長** では、そちらの奥の。
- **高梨** ECFA 高梨です。二つほどクラリフィケーションが大事なのですが、一つは環境社会配慮審査室に対して、国際協力専門員アドバイザーグループということで、相談・

助言となっていますが、同じようにもう一つ、事業部を支えるという国内支援委員会というものがあって、現場では実際、環境社会配慮の問題についても調査の内容とか報告とか、これから恐らく大事な役割を果たしていくのではないかと思います。これがこのチャートから抜けているのですが、その辺、ひとつお答えいただければと思います。

もう一つ、事業部からの報告書提出、これはコンサルタントのインセプションですとか報告書をいろいろな形で出すと思うのですが、在外事務所からの報告書提出というのはわたしはあまり聞いていないのですが、組織改定に伴って、個別の先ほどの協力事業について、在外事務所として正式に何か報告書を出すということがあるのでしょうか。

- **富本** まず、前半の国内支援委員会、新しい機構になりましたから、名称が作業管理委員会から国内支援委員会となりましたが、これはガイドラインの実施体制でありますので、国内支援委員会というのは環境社会配慮ガイドラインだけではなくて、基本的には技術的な問題についての支援を行うということになっています。ガイドラインの中には一切そういうものは書き込まれていないということからすると、このチャートの中に入れるのはおかしいだろうと。同じように国際協力専門員も、環境社会配慮審査室だけではなくて、実際は事業部を支援したり、在外事務所を場合によっては支援するということがあります。そこは書いていないのです。

そういう意味から、事業部は確かにいろいろなところから支援も受けるし、それから環境社会配慮審査室も審査だけではなくて支援することもあるのですが、一応このガイドラインの中で記述されていることを具体的に表して、実施体制を明確にするという意味で、国内支援委員会というのは書く必要はないと考えています。

それから、報告書の提出については、今後、在外主導あるいは主管による案件が、幾つかの事務所において実施される可能性がありますので、そこにおいては、ガイドラインの適用・審査ということについて、一義的には在外事務所長が責任を持ちます。その中で審査主任がさまざまな調査を行い、その結果を報告するということが想定されます。そういう意味で、事業部以外に在外事務所からも報告書を提出ということが想定されているということです。以上です。

- **石田共同議長** そのほか、この別紙2に関しましてご意見等ありませんか。
- **富本** 先ほどの藤森委員からのご指摘で、環境社会配慮審査会と審議員については別途立てられるということであれば、一応表には残しますが、表の右側の表現、責任と権限及び役割については別途定めるということだけでよろしいですか。いかがでしょうか。よろしいですか。そのように変えさせていただく。
- **原科共同議長** 表の中で、「審査会設置要項を別途定める」、これは括弧ですよね。それから、「異議申し立て制度要項を別途定める」も、括弧書きがいいのではないですか。権限および役割というところに合わない。

それから、異議申し立て審議員より審議役のほうがいいと思いますが、これは必要な提言に含まれるかもしれませんが、ガイドラインの見直しなどに対するチェック役をこの審議役に持たせたいということですが、どうでしょう。そういうことになってくると思いま

す。

- **富本** ガイドラインの見直しにつきましては、ガイドラインの中に書いてあるわけですが、一方で審議会もあり、どうなのでしょうね。あくまでも、この異議申し立て審議役なり審議員については、異議申し立てだけに限定したほうがよろしいのではないかと思うのです。むしろガイドラインの適用・不適用とかいろいろ問題が起こったときに、まず審査会のほうで議論していただいて、それを受けて JICA のほうで大体 5 年後ぐらいを目処に、ガイドラインの改定について検討していただくということで、そのときには・・・。
- **原科共同議長** そういう提言も同じような機能というか、それを明記したほうが良いような感じがしましたが。
- **富本** 後ほど議論したいと思えますけれども、あくまでも我々としては異議申し立てに限定しておいて、そこでいろいろ出てくる異議の内容について、ガイドラインが不十分であるということであれば、別途それは審査室の方でまとめて、新たな改定委員会を設けて・・・。
- **原科共同議長** それはもちろんそれはそうなのですが。
- **富本** その前には、改定委員会、現在フォローアップ委員会という形になっていますが、それを畳みまして、あとは審査会が残りますので、審査会のほうでそういうことを議論していただいて、最後にそういうことが必要であるということであれば、改定委員会を設置するのかなという流れを考えています。
- **原科共同議長** 後で議論しましょう。
- **富本** はい。
- **石田共同議長** そうしましたら、別紙 2 は終了しまして、大きな議題の 3 番めの環境社会配慮審査会（案）と審査会委員募集（案）、FC.7-4 のところですね。環境社会配慮審査会（案）について、JICA からご説明をよろしくをお願いします。
- **上條** それでは、FC.7-4 をごらんください。前回もいろいろ議論のたたき台を出したのですが、ご意見を頂いたものを踏まえて書きました。環境社会配慮審査会の案です。
  - 1 番は趣旨ですが、「国際協力機構が設置する環境社会配慮に関する環境社会配慮審査会について」。今気がついたのですが、この「環境社会に関する」は余計かもしれません。「審査会について、必要な事項を定めるものとする」。
  2. 業務。環境社会配慮担当役員からの諮問に対し、審査会は次の答申を行う。
    - (1) カテゴリ A とカテゴリ B 案件の環境社会配慮面からの支援の是非について。
    - (2) カテゴリ A とカテゴリ B 案件の環境社会配慮面からの助言について。
    - (3) 緊急時の措置に該当する場合のカテゴリ分類、緊急時の判断および実施する手続きについて。
    - (4) 環境社会配慮ガイドラインの運用について。
    - (5) その他の諮問する事項。
  3. 構成。
    - (1) 審査会は、7 から 9 名程度の委員から構成される。

(2) 委員は、法律、社会環境、自然環境、公害、住民移転の専門性を有する者を環境社会配慮担当役員が委嘱する。必要に応じて臨時委員を委嘱する。

4. 委員の任期。各委員の任期は原則2年間とし、交代は半数ずつ行うものとする。

5. 委員長。審査会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

6. 開催。

(1) 委員長は、審査会を招集し、原則として毎月2回開催する。

(2) 審査会には機構関係者が出席できるものとする。

7. 会議。

(1) 審査会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(2) 審査会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

8. 情報公開。審査会は公開し、当日の参加を認める。また、審査会の結果はホームページを通じて公開する。

ページをめくっていただきまして、9. 庶務。審査会の庶務は、企画・調整部環境社会配慮審査室が処理する。

10. 委任。ここに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。

という案としました。

○ **石田共同議長** これに関しましてご意見がございましたら、よろしくお願いします。

はい、松本悟委員。

○ **松本悟委員** 幾つかあります。まず業務です。これはたしか改定委員会の際に村山先生からお話があったと思いますが、カテゴリ分類そのものについては、審査会はどう言う言わない。ここには既にカテゴリ分類されたあとのことしか書いてありませんが、カテゴリ分類の適切さについては入らないのかというのが1点。

もう1点は、実は原科先生と同じですが、やはりガイドラインの改定への提言を行うということは入ったほうが良いとわたしも思います。もちろん改定自体のプロセスというのは別途出てくると思いますが、少なくとも審査会から何か提案・提言を出すというのは意味のあることだと思います。

それから、委員の任期ですが、交代を半分ずつというのは、その趣旨は分かるのですが、具体的にどうやってやるのかがよく分かりません。例えば、再選を可能にして、半分の人には再選をさせて、半分の人には再選をさせないというやり方なのか。

参考までに、世界銀行のインスペクションパネルの話をしみますと、最初の設置のときには委員が3人います。1人は任期が3年、2人めは任期が4年、3人めは任期が5年、つまり全員違う任期にするのです。3年、4年、5年と。あとは任期の回転は同じですから、必ずだれかが残っている。もちろん2と3と4の最小公倍数がいずれ出てくるわけですが、そのようなやり方をします。しかも、細かいことですが、それは設置要項に既に書かれて

います。そういうやり方をするというのも一つの手だと思いますが、具体的にどうやってやるのかが分かりません。

会議の（２）ですが、もちろん多数決というのは大事かもしれませんが、さまざまな専門性がある中で、本当に多数決というやり方がいちばんいいのかというところが、わたしには疑問があります。この決め方は最終的にはやむをえないと思いますが、例えば合意を原則とするとか、やはり原則としては多数決ではなく合意ができることを目指す、しかしどうしてもないときにはやはり過半数で決めるという、そういう姿勢のほうがいいのではないかと思います。

最後に、前回出したペーパーにも書いてあることですが、やはり審査会は外から意見や情報を受け付けるツールを持つべきだと思います。メールアドレスを公開するなど、何らかの方法を取って、審査会に直接外部から情報なり意見なりが届けられるようにしておくべきではないかと思います。

以上です。

- **原科共同議長** 今、おっしゃったことはおおむねわたしも同じように考えますが、ちょっと文章の表現で気になったものを申し上げます。業務の（１）で「カテゴリAとカテゴリB案件の環境社会配慮面からの支援の是非」という表現ですが、環境社会配慮面からの支援ではなくて、案件の支援の是非について環境社会配慮面から検討するのだと。この表現は誤解を招くと思います。支援の是非について環境社会配慮からの検討を行うのだと思います。

それから、やはりカテゴリ分類の妥当性の判断は、当然もう1項目入れるべきだとわたしも思います。

ガイドラインの見直しうんぬんの話は、（４）のところがちょっとそれにかかわるかもしれませんが、その辺の記述を見直しも入るような形にしたらいいたろうと思います。

それから、3番めの構成で、委員の構成なのですが、法律、社会環境、自然環境、公害、住民移転と、法律が最初に入っているのは非常に奇異な感じがします。この場合には技術的な問題ですから、むしろ社会環境、自然環境、公害、住民移転等の環境社会配慮分野の専門性といったほうがいいのかと思います。むしろ環境社会配慮分野の専門性を有する人という幅広く考えたほうがいいのかもかもしれません。ですから、この委員の選び方に関しては、この表現はまずいと思います。

それから、4番、委員の任期ですが、交代半数ずつというのは実際的でないと思います。当面はあまり交代しないほうがいいのかと思います。日本中の地方自治体のアセスの制度で審査会を持っています。審査会、あるいは審議会、技術評価委員会といろいろな言い方がありますが、そういうところでは大体委員は何期か続けてやります。当然、このような技術的な問題なのでそう簡単にくるくる代わっては困ってしまうのです。この場合には、いわゆる合意形成などをするための場と違って、技術的な問題が重要なので、そういう技術的な問題はそう簡単に代わりの人が見つからない事情がありますから、半数が一ぺんに替わるといのはかなり危険だと思います。

特に、例えば案件の審議で1～2年かかって、支援を図る場合や継続する問題もありますし、専門性の問題や継続性などいろいろ考えますと、半数交代というのは外したほうが良いと思います。原則2年間ということで、必要に応じて何期かやっていただくと。当然、あまり長かったら具合が悪いから辞めていただくことになってしまいますけれども、その辺は運用でできますから。規定にこう書いてしまうと、半数交代も非常に厳しい状況になると思います。

それから、開催のところで、審査会には機構関係者が出席できるという意味合いがよく分かりません。公開ということになっていますから、出席という意味がどういう意味なのか、メンバーとしてカウントするのか、あるいは単なる傍聴なのか。単なる傍聴であれば、情報公開のところに規定がありますので、ここに書く必要はないですね。ここに書くということはメンバーに加わるような印象になりますから、ちょっと趣旨と合わないように思います。開催の(2)は、わたしはなくていいと思います。

それから、会議の(2)です。「審査会の議事は」、この場合は技術的・専門的という問題ですので、多数決で決めるわけにはいかないと思います。ガリレオ・ガリレイではないですが、それでも地球は回っているのですから、多数決で地球は回っていないことにしようなんてことはいけないわけです。科学的な判断というのは多数決で決められないことが多いわけですから、普通は決められませんね。だから、合意形成の場であれば多数決ですが、書くとしたら、「議事のうち表決が必要な事項については」と限定的に考えるべきで、通常のものむしろその専門家の判断を尊重しないとまずいと思います。中には独認制という言い方をして、その専門家の判断を尊重するというを明確にしてある制度もありますので、この会議の(2)は、この委員会にはなじまないと思います。

それから、情報公開で、議事録の公開に関して、もう少し具体的に書いたほうが良いと思います。議事録はだれがどういう発言したか、発言者名を明記して発言を基準に書くということが大変大事なことなので、それはぜひ書いてください。このことが専門性に関して非常にかかわってまいります。どういう専門の人がどういう発言をしたかは大変重要なことになりますので、そのように議事録の書き方について明記していただきたいと思います。

以上です。

- 富本 もう少しご議論いただいてから。
- 石田共同議長 はい。では、藤森委員。
- 藤森委員 わりと文章の形式にこだわるものですから、同じような質問をします。

まず、この FC.7-4 という資料は、環境社会配慮審査会設置要項として理解してよろしいでしょうか。審査会だけで、そうしないと必要な事項を定める、この文章そのもののマンドレートがよく分からないものですから。したがって、設置要項としたうえで、「趣旨」ではなくて「目的」にして、1のところは、「本要項は、」あとこのとおりという形にしないと、この文章自体の意味合いがはっきりしないと考えます。

それから、業務についてはご議論していただきたいと思いますが、審査会は担当役員か



らの諮問がないと議論ができないという理解でよろしいでしょうか。そうしますと、先ほどご議論いただきましたガイドラインの改定について、役員が諮問をしないと議論はできないということでもよろしいかということです。

それから、3点めに任期ですが、各委員の任期は原則2年間というのは、通常2年間ですよね。そのほか特別な事由がある場合にはこの限りではないという言い方にしたほうが、より実際上の運用ではないかと思います。

それから、委員長について任期が書いてございません。委員長は、一度選ばれると互選ですので、委員がお1人でもお替りになるたびに委員長を替えるのかと取れるわけですが、その辺はどのようにご理解をされたのか教えていただきたいと思います。

開催につきましては、開催頻度だけを書いて、出席者は別のところで定めるべきではないかと思います。削除するかどうかは、わたしは判断できませんので、書きぶりとしてこれは不適切ではないかと思います。

会議の運用方法につきましては、審査会が有効かどうかということだけをここに記述して、会議の運用については別途、運用細則を定めたほうが望ましいのではないかと考えます。

情報公開につきましては、先ほど原科先生からご指摘がありましたが、最低限基本原則を書いて、詳細につきましてはまた別途この審査会で定めるという形にしたほうがより細かい定めができるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

以上です。

- **富本** では、今の点について幾つかお答えいたします。設置要項ということも考えたのですが、設置要項というのは法律用語で、何条とかという表現になるのでしょうか。そういうものがこの委員会での議論にふさわしいかどうかということも含めて、まずはこういう審査会を設置するための案という形で、「設置について」という表現にしました。「趣旨」でも「目的」でもよろしいのですが。

業務の内容につきましては、ガイドラインのほうで、審査諮問委員会の対応について、カテゴリA案件とカテゴリB案件について、要請段階から協力事業の終了まで関与し、JICAの諮問に対応して支援の是非について答申するほか、個々の協力事業における環境社会配慮の面での事業を行う。なお、事業の特性等を勘案し、必要に応じて臨時委員の参画もなされるというような表現になっております。これを一応ベースに作っております。

そういう意味では、カテゴリA、Bというものの分類はJICAのほうですと。このA・Bがいいかどうかということについてのご議論は当然ありまして、例えばB案件がAになるということは当然あると思いますし、その逆もあるかもしれません。

それから、A・B案件についての環境社会配慮面からの支援の是非ということについて、これを案件の支援の是非だけにしてしまいますと、案件をやるかやらないかということになってまいりますので、それは環境社会配慮以外の考慮も入ってくるということになってしまうのではないかと思います。ここはあくまでも環境社会配慮の審査ということですので、ガイドラインに基づいて、環境社会配慮面からの支援の是非でよろしいのではないか

と考えております。

それから、改定についての提案ということについては、先ほど申しましたとおり、まず一義的には JICA 側から諮問すると。要するに諮問するのは JICA であるという原則はさらにそれに載っております、やはりこのガイドラインの改定が必要だなどという判断、もちろんガイドラインの中に書いているとおり、5年以内、あるいは必要な時期には、当然いろいろなことが出てくると思いますが、それを勘案しつつ考えてみますと、諮問というのは JICA 側から行わせていただくと。その中に改定についての諮問があって、それについてご議論を頂くということはあるのではないかと考えています。

それから、委員の構成の書き方ですが、順番は確かにおっしゃるとおり、社会環境、自然環境という。ただ、法律ご専門の方も是非とも必要だろうとは思っています。順番は変えるとしても書き込んでいただきたいと思っています。

委員の任期は、確かに非常に難しいやり方なのですが、原則として2年ということに切ってしまうか、先ほどのように特例措置といいますか、例外措置を設けるか、文章を工夫したいと思っております。原科先生のおっしゃるとおり、できるだけラーニング・プロセスを高めるためには、あまり一変に替えるということも確かに弊害があるかもしれませんから、持ち帰り検討させていただきたいと思っています。

委員の任期についても、これは2年なのですね。

- **原科共同議長** 委員長でしょう。
- **富本** 委員長も2年です。あとは、運用細則を定めるということであれば、今どこの範囲まで細かく書く必要があるかということは、もう少し議論しなければ分かりませんが、運用細則というところに落とし込むという案もあるかなと思っております。

議決なのですが、合意を原則としたほうがいい、あるいは議決、表決が必要な案件についてのみつけていくというような形で、あまり多数決という形に持ち込まないで結論が出るような形にしたいと思っておりますが、最終的に意見が対立してしまうという場面があった場合には、やはり多数決で決めなければならない部分はあると思っておりますが、できるだけ合意を原則とするのか、あるいは表決する項目を絞ってやるのかということで、今のご意見を参考にして、もう一度くり直したいと思っております。

それから、情報公開についても外部からの意見を聴取できるかということもあります。これは審査会が直接受けるのか、あるいは審査室で受けて審査会に提供するのかというのは、技術的な問題も含めて運用細則の中に入れるか。ただ、そういう考え方はどこかに盛り込んでおいて、現状、分かるようにしていくということではいかがかと思っております。

- **原科共同議長** わたしは、藤森委員がおっしゃったことは、基本的にやはり設置要項と運用細則という形がいいかと思っております。設置要項で基本を決めておいて、細部は適宜変えられるようにしたほうがいいと思っております。

それから、今のご説明で、業務に関してカテゴリ分類の妥当性かどうか知りませんが、その判断、そういう機能は1項目挙げておいたほうがいいと思っております。

構成に関しては先ほど申し上げたようなことで、法律は残していいのですが、順番とし

て頭に入るのは変だというのは、技術的な審議をするという役割が見えにくくなるので、それはぜひお願いしたいと思います。

委員の任期は、思いきりコンパクトに「任期は2年間とする」だけでもいいかもしれません。どうでしょうか。そんな感じがします。それから、委員長もたしか任期は2年ですね。それにも書いておいてください。

審議会の審査の議事に関しては、先ほど申し上げたとおりなのですが、やはり基本的には技術的な判断、あるいは科学的な判断ですから、多数決はなじまないのですが、ただ審査会機能の助言の中には、事実関係の判断だけではなくて、一つのアドバイスといいますか、こういう代替案にしたらいいでしょうというようなものがありますね。それに関してはむしろ単なる客観的な事実というよりも、いろいろな状況からの判断がありますから、それに関しては表決ということがありうると思います。だから、表決の場面もあると思いますから、「表決が必要な事項については」という記述がいいかと思いました。

以上です。

- **富本** 1点だけ。松本委員のところ、開催の中で機構関係者が出席できるというのはおかしいというのは、確かにこの位置としてはおかしいと思うのですが、まず事務局としては、審査室も含めて JICA の関係者が出なければ運営がなかなか滞ると思います。それから、場合によって担当である部下の課題部なり、あるいは無償部の関係者が出てご説明をするということはあると思います。

それから、先ほどご指摘のあった国内の支援委員会のかたに来ていただいているいろいろ話を聞く、あるいは意見を聞くということもあると思いますので、運用上で、やはり機構関係者が出たり、オブザーバーないしは説明をする役という形で出席ができるということにしておかないと、実質的に委員会は機能しないのではないかと思います。そういう理解でよろしいでしょうか。

- **原科共同議長** そういうことでしたら、インプットということですね。ですから、機構の専門家はもちろんそうですし、いろいろな技術者とか、逆に住民とかの意見も必要ではないですか。だから、いろいろなバラエティがありますから、もう一つ多様性を帯びたアグリーメントがいい。機構関係者だけではなくて。よく、住民意見も聴取する審査会もありますから。
- **富本** 住民を直接参加させるかどうかというのは、テクニカルの問題として可能かどうか。つまり費用も発生するということになりますと、そこまでやるのかなということもありますので、例えばそういうところの意見をちゃんと聴取したうえで、それを反映させる。あるいはホームページないしはメールによってそういう意見を聴取したうえで、委員会の議論に反映させるということではいかがでしょうか。先ほど出た全般について参加も可能となりますと、そもそも委員会の運営についてもかなり支障が生じてしまうのではないかと思います。
- **原科共同議長** ちょっと極端にイメージされてしまうとまずいのですが、必要に応じてと言っているのですから、もちろんいろいろな制約条件のもとでなのですが、そういうイ

ンプットが必要な場合にはそういったことも対応できるようにしていったほうがいいのかなと思いました。

実際にそういう例は日本ではありまして、例えば横浜市の審査会は住民が公聴できるのです、招いて。意見を出してもらっています。そのようなこともやっていますし、ほかにもそんな格好はもちろんあるわけですから、そういう意味で、これはめったにないことだけれども、非常に情報が錯綜している場合には、そういった対応をしてもいいのかなということで申し上げました。

- **富本** その辺は8番の情報公開の中に審査会を公開と言及しておりますので、当日の参加ができるということを確保しています。そういうことでいかがかと思えます。
- **原科共同議長** 傍聴はできるけれども、発言は禁止という場合もありますから、そこが問題なのです。実は愛知万博の審査会では、最終段階でようやく傍聴が可能となりまして、傍聴席から手が挙がったのです。結果的には発言を認めたのですが、そういうことがあります。だから、そこで傍聴だけという形でいいのかなと。ただ、その愛知万博審査会の場合には、形式上、一応委員会が終わってから意見を聞いたという格好になります。
- **富本** 実際にまだ1回も開いておりませんので、どういう状況になるかよく分からないし、国内の例とか、あるいは他の機関の例を参考にしつつということになると思いますが、審議会の議論を円滑に進めるためには、何らかの意見を集約するようなプロセスを持っておいて、その場でいろいろな方がいろいろな意見を言って議事が紛糾するようなことがないように、別にしたいと思っています。この辺は、運用の中でいろいろ経験をしつつ……。やはり案件も非常に多いと思えますし、月2回というのもかなりムードがかかってくると思えます。その中でいたずらに時間をかけるということはいけないと思えますので、ぜひ効率的にやれることを考えております。
- **原科共同議長** その意味でちょっと欠けているのは、要するに情報を集めたいということが趣旨ですから、来てもらわなくても、こっちから聞きにいったもいいのですね。意向調査という格好で。それでもいいのですが、とにかくそういう必要な情報を確実に確保できるようなものが要るかなと思えます。

次の募集要項の中に、現地調査ができることと書いていますから、現地調査ということもあるわけですが、そういう審議、審査に必要な情報収集のための手立て、いろいろな方法が分かるような記述が一つあってもいいかなと。

- **富本** これもやはりいろいろな制約があって、予算の問題とかいろいろ技術的な問題がございます。募集の項の中には、確かに現地視察が可能なことと書いてありますので、必要な場合に限って現地へ行っていただくということは想定しておりますが、一方で新JICAは在外主導ということで、在外の機能を高めたいと思っていますので、在外事務所を通じてできるだけ意見を吸い上げるなり、現状についてはしっかり調査をして、それをしっかり報告するという機能も考えたいと思っています。そういうところでカバーできるものはできるだけそこでやっていかないと、いたずらに費用が発生してしまうのではないかなということも懸念されますので、その辺はぜひご勘案いただきたいと思えます。

- 石田共同議長 松本委員。
- 松本郁子委員 それに関して、先ほど松本悟さんから意見があった外から意見を受け付ける、例えば当日なかなか突然発言をすることができないとすると、何か意見を受け付けるような窓口を設けていただくと、そういった部分も整理したうえで議論していただくことが可能になるのではないかとということが1点。

もう一つは、これも重なることですが、ガイドラインがうまく運用されているかどうかということはこの審査会で見ていくわけですから、やはり JICA の内部だけではなくて、外のかたも入っていただく機関からガイドラインの改定案を出していただくというのが非常に重要ではないかと思っています。

- 富本 ガイドライン全体の趣旨からして、例えば調査のプロセスにおいても、情報公開に努めると。できるだけステークホルダーの意見を吸い上げるという趣旨は一貫しておりますので、調査の過程、あるいは調査の前においてもいろいろ情報公開して、ステークホルダーの意見が出てくるような、そういったものは当然のことながら、例えば事業部である審査室がまとめて審査会のほうに発信するということは必要です。また、先ほど申しましたが、メールを設けて、直接審査室に意見を言っていただくこともぜひしたいと思っています。

そのうえで、どういったことをご議論いただくかということについての諮問内容について、まず JICA 側からさせていただきたいと思います。そのうえで、その中にガイドラインの改定が必要であるということがいつかの時点で当然出てくるとは思いますし、それについても JICA 側から諮問させていただきたいと思っています。

委員会の中でそういうご意見があつて、JICA としてもそれは必要だなという判断もあつたと思いますし、委員の方々、あるいはご参加の方々からそのような意見を出していただくということは全く妨げるものではありませんが、そういった意見を集約したうえで、正式に諮問するということをルールとしていただかないといけないかと思っています。だからといって、JICA がそういう意見があつたにもかかわらず諮問しないということがないようにはもちろんしたいと思っています。

- 石田共同議長 はい、吉田委員。
- 吉田委員 諮問だけに限ってということが今、富本さんのお答えにもあつたのですが、そういう議題がすべて JICA 側によって設定されてしまうということと、審査会の独立性という望ましいあり方を考えると、開催の際に、先ほど議論された審査会に機構関係者が出席できる、および委員長が認める外部の関係者の出席もできるという、委員長の権限というか、裁量を少し与えたほうが見栄えがいいというか、実質的にもいいのではないかと。また、そういうものであるならば、その前哨戦として広く情報を求めることが必要になってくるというように、論理が一貫的ではないかと思いますが、いかがでしょうか。
- 富本 今の点についても参考にさせていただきたいと思います。運用細則の中で定めるか、この中に盛り込むのか、あるいは出席者という項目を新たに設けるかについては検討させていただきたいと思います。当然のことながら、そのときに必要な出席者、要するに

内部の説明を要するような課題等の担当者とか、あるいは支援委員会の委員長とか委員の方々の出席について必要となるような場合、JICA 側としては委員長と相談して行いますので、そういう条項が全く入ってもかまわないと思います。先ほど申しましたように、要するにあまり範囲が広がって審議がいたずらに長期間になるということは・・・。

- **原科共同議長** それは心配いらないと思いますよ。審査するほうもそんなに時間をかけたら大変だから、必要以上にはやりません。どうしてもやむをえないときにそういうことをやるということだと思います。むしろ審査を早めるために情報を得たほうがいいのか、そういうときしかないと思いますから、むしろ今、吉田先生がおっしゃったように、委員長が審査プロセスを促進するために必要な関係者に来ていただくということもあっていいと思います。そんなに時間をかけるのは大変ですから、やると言ってもそんなにやってられません。

情報公開のところで、情報提供とか情報収集に関して1項目設けたほうがよろしいのではないのでしょうか。いろいろな総合的な意味で。意見の受け付けとか、必要に応じて専門家、関係者を招聘するとか、あるいは現地からの情報、そのようなことで規則があったほうがいいのかと思いました。

- **石田共同議長** そうしましたら、今のいろいろな意見をもとに、JICA のほうで検討していただければと思います。

大変時間が押してしまったのですが、いったん休憩を入れますか、少しだけ。では、5分間。あの時計でいきますと58分ぐらいですか。今、50分ですか。あの時計はちょっと早いみたいです。実際は55分から再度開始するというので、よろしく願います。

◇◇◇      ◇◇◇      ◇◇◇  
休憩（11時50分～11時55分 5分間）  
◇◇◇      ◇◇◇      ◇◇◇

- **原科共同議長** 時間になりましたので、そろそろ再開しましょう。
- **石田共同議長** では、後半を作本委員からよろしく願います。
- **作本共同議長** では、ご着席お願いいたします。始めていいですか。時間の関係で始めます。

後半に入りますが、時間が少なくなってまいりまして、皆さんもおなか空いていることかと思いますが、もう1時間ほどお願いいたします。

それでは、この環境社会配慮の審査会の案につきまして、幾つかのご意見も出ましたけれども、今日の段階では、異議申し立てよりもむしろこちらの前半の部分をできるだけ意見交換をしておいたほうがいいのかと思いますので、さらにまた意見・コメント等があれば若干なりとも継続していくということできたいと思いますが、よろしいでしょうか。異議申し立てよりもまずこちらのほうを先に。

- **原科共同議長** こっちの審査会ですか。審査会は今、一応一区切りつけて、異議申し立

てのほうをやったほうがいいのではないですか。

- 石田共同議長 この委員の募集・・・。
- 原科共同議長 委員の募集に関しては、これは中身が変わるのでしょうか。だから、委員募集の表現は、それに合わせて変えればいいのではないですか。
- 石田共同議長 委員の募集に関して、何かご意見があるかたがいらっしゃれば。
- 原科共同議長 中身は変わりますよね、表現は。
- 石田共同議長 また変わってきますよね、確かに。
- 原科共同議長 もしあれば頂いて。
- 作本共同議長 では、委員の募集について一緒にしながら、議論をしたいと思います。
- 田中研一委員 なぜ処遇だけ丁寧な言葉で書いてあるのでしょうか。
- 作本委員 それでは、入る前に JICA から委員募集の要項について若干説明いただけますでしょうか。

- 上條 それでは、委員の募集の案です。これはもちろんこの審査会の設置の内容によって変わるわけですが、設置のほうが決まれば早く募集をかけたいと思っております。募集人数は先ほどの案のとおり 7 名から 9 名で、要件も前の資料と同じです。専門分野が 1 番に書いてありまして、法律の順番の書き方は同様に改めます。あとは、毎月 2 回程度の会合の参加、必要に応じて現地視察が可能なこと。資料が英語になりますので、英語と日本語に堪能なこと。対象者ですが、第 6 回では利害の関係がないことという言い方をしていたのですが、それはどういう趣旨かというご質問がありましたので、JICA と雇用または契約関係にないことと書きました。あとは JICA の国内支援委員ではないこと。重複がないこと。また、人選にあたっては年齢・国籍・性別は問わないということです。

選定プロセスですが、まずは履歴書を送っていただいて、そのあと (2) の面接をして決めたいと思っています。(3) ですが、選考委員会は、第 6 回に議論しましたとおり、このフォローアップ委員会の委員の方からなるものを設置したいと思っています。

委員の任期は、これも先ほどの議論を踏まえて修正します。

5 番の業務内容も、先ほどの議論、また次回以降議論があると思うので、その議論に沿って修正します。

処遇は、謝金ベースで対応したいと思っています。ですから、あとは会議だけではなくて、実際、資料を読んでいただくとか、いろいろ検討していただく時間も踏まえた謝金をお支払いしたいと思っています。謝金ベースで対応したいと思います。

以上です。

- 作本共同議長 どうもありがとうございます。  
それでは、審査会にかかわるわけではありますが、今、委員の募集の紹介がありましたので、そちらを中心にご意見等があれば言ってください。はい、どうぞ。田中委員。  
まず、募集の前に、前の設置の要領・要項に戻って、2 点申し上げたいと思います。  
まず 1 点目は任期なのですが、これは 2 年でいいではないかというお話がだいぶありましたが、実際問題として、先ほど松本悟委員から世銀のインスペクションパネルは 3 年、

4年、5年という期間で、責任を持った対応を行うという事例もあります。そう考えますと、これまでガイドライン改定委員会の提言をお受けして、JICAとして4月1日から施行したこのガイドラインに基づいて、実際に現地でコンサルタントのかたがたが作業をしますし、JICA内部でこれに基づいていろいろな業務をしていくわけです。それに対して、この委員のかたがたが英文で相当な分量の資料を読み、的確な意見を審査会で出し合うという状況を考えますと、2年間というのが本当に期間として十分な期間なのかということをし少し感じております。

と申しますのは、先ほど説明がありましたが、原則2年間という意味は、私の理解では半分のかたは2年で交代されるかたもいらっしゃるかもしれませんが、コアで専門的な意見を交わされるかたの中には、もう一度2年間、例えば計4年間は案件にかかわるかたもいらっしゃるのかなと個人的に思っています。やはり半数ぐらいのかたが適切な期間対応しないと、開発調査の場合、カテゴリAの案件は要請が来てから実際に調査に入って、最終報告書が出るまで3年ぐらいかかるというのも、そんなに珍しくないのです。そうすると、途中で委員のかたがどんどん替わってしまうということは、必ずしもいいことではないと思っています。

そういう意味では、この任期の期間の「原則」という言葉はやはり非常に重みがあるのではないかと感じております。ぜひその議論を、今回ではなくて次回でも結構なのですが、していただければと思っています。

前回のフォローアップ委員会的时候、私も申し上げましたが、これだけの作業をこなせるかた、特にODAの内容をご存じで、かつ環境のことにも詳しいかたといえますと、もう、改定委員会、フォローアップ委員会に入られた皆さんがその中の代表になっているのだと私は思っています。ですから、そういうかたがたが、では2年で終わらせていただきますというのが本当にいいのかどうか、そのあたりはぜひご議論いただければと思っています。

○ **原科共同議長** 今の点で、わたしの説明が十分でなかったのかもしれませんが、任期は2年とするというのは、2年を単位とするという意味なのです。だから、2年を単位として再任を妨げないという考え方です。むしろそういう表現のほうがいいかもしれません。2年が単位だけでも再任は妨げない。2期やってもいいし、場合によっては3期もありうると、そういう意味で申し上げたのです。

原則を2年としますと、1年で辞めてもいいのかと、むしろ短くなってしまうのではないかと考えたので、原則は取ったほうがいいのかということでも申し上げたのです。

○ **作本共同議長** ちょっと議論を整理したいのですが、田中委員がおっしゃることは2年よりも例えば3年というように、単位自体を延ばすということをおられるのですね。原科委員のおっしゃることは、2年を単位にして繰り返すという趣旨です。これは一般社会にも向けることですから、2年なのか、3年なのかという非常に重要な意味を持つかと思うのですが、いかがですか。

○ **田中研一委員** 私は2年の単位で、再任されるかたはそれは可能かとは思いますが。

2点目は、先ほどの3. 構成のところでは法律が最初に来ているのは、いかにも唐突だと



いうお話がありましたけれども、JICAの現行のガイドラインもいろいろな議論をした末、社会環境、自然環境、公害の順番に並んでおりますので、社会、自然、公害として、法律が住民移転の前か後に入るぐらいであれば座りがいいかと思えます。

- **原科共同議長** 全くそのとおりです。
- **田中研一委員** それから、8. 情報公開につきましても、先ほど先生がおっしゃったように、議事録を発言者名をつけて公表すべきです。これまでの改定委員会ならびにフォローアップ委員会ですとやってきたやり方を踏襲して、透明性を確保するということは、非常に重要なことだと思います。それはできることだと思っています。以上です。
- **富本** 今、田中専門員から言われた後半のほうの情報公開、ないしは在外からの意見の聴取の仕方ですが、課題部のほうも、最近はJICAも在外主導ということも含めてテレビ会議なども使っているものですから、そういう機能も使って……。これも実質的には可能な国や可能でない国、時間帯とか、費用がかかるとか、いろいろ制約条件はあるにしても、そういった機能を最近使い始めております。そういったことも活用して、できるだけ在外からの意見を吸い上げたいという工夫もできるのではないかと思います。
- **作本共同議長** ほかに意見をお願いいたします。
- **原科共同議長** 募集要項のほうですが、最初の委員の任期です。2年の区切りは、やはり会計年度、3月で一区切りにするのか。この表現だと委嘱から2年間、9月1日スタートで想定しますから、2年単位だと毎年9月に交代ですね。そういうことなのか、あるいは会計年度に関係があると、最初は少し短めで2年弱で、あとは4月に毎回入れ替わる格好になるのか、その辺がちょっと気になったのですが、どのように考えておられますか。
- **富本** JICAにはいろいろな委員会がありますが、いろいろな出発日がありまして、必ずしも予算年度にかかわらずということだと思います。ですから、9月に仮に委嘱がなされれば、そこから2年間ということは今のところは想定しています。
- **原科共同議長** それはそれでいいのですね。はい、分かりました。
- **作本共同議長** わたしから一つJICAに質問なのですが、今この審査会の中で7～8名の委員を構成して委嘱するというのが書いてあるのですが、募集しますという、これについての内容が、この審査会の案のほうには書かれていません。そういう意味では、審査会の案の文章の、構成の(2)の中に、ただし公募すると、次の募集要項の関連部分を入れておかなくてよろしいのでしょうか。
- **富本** 最初のほうは藤森委員のご指摘もありましたので、設置要項とか要領という形にしたいと思っておりますけれども、これが定まったうえで、当然のことながら、委員を募集するということを想定してこの募集要項を定めたのですが、やはり公募するという表現を設置要項に入れたほうがよろしいということですか。
- **作本共同議長** よろしいのではないかと思います。
- **富本** 公募して選ぶというような言い方にしますか。
- **原科共同議長** どうですかね。ちょっと分からない。どうですか。公募という表現を出しておいたほうがいいか。

- **作本共同議長** 公募となると、逆に排除される部分があるわけですね。JICA でどうしてもこの人を専門性ということで委嘱するという部分が排除されるので、その公募という言葉を使うかどうか。あるいは形式上、全部公募としておくのか、その辺が分からないのですが。
- **富本** 審査会の委員は全員公募で、それ以外の方を JICA が選定して入れるということは考えておりません。
- **作本共同議長** そうですか。
- **富本** そういう意味では公募でも構わないと思いますけれども。
- **作本共同議長** どうぞ。
- **安達委員** 募集のほうの案で、2の委員の要件なのですが、(6)の JICA 国内支援委員ではないことという点について、できればここを削除していただけないかと考えています。国内支援委員と呼ばれているかたがたは、日本国内のその分野の有識者、大学関係者から国内の研究機関、単に関係省庁のかたが入るというだけではなくて、幅広く民間のかたも入っています。

特に地球環境部というわたしが所属しているところは、自然環境、社会環境を主に扱っているところですので、それらの分野に技術的な知見をお持ちの、しかも ODA の世界でも技術的な知見をお持ちのかたがすべて排除されるということになると、審査会で必ずしも十分な知見が反映されない可能性があります。国内支援委員の人たちは、あくまでも JICA の事業に対して技術的な知見から助言をしていただくだけの立場で、案件の事業実施に関する管理の責任を負うものではありません。最終的には JICA がその管理の責任を負うということですので、審査会のメンバーにこのかたがたが入れられないということにするのはいかがなものかなと思います。

- **作本共同議長** いかがでしょうか。JICA のほうからこの支援委員でないことと入れた背景をご紹介いただけますか。
- **富本** 若干、JICA 内で混乱があるような印象なので申し訳ないのですが、ガイドラインの中では、実は先ほど高梨さんからご質問があったところは、わたしもちょっと間違えて説明してしまったのですが、国内支援委員会という表現はないのですが、ガイドラインの中には実は技術的な支援を受けるために設置される委員会という表現はありました。だから、委員会はありますのでチャート上、書く必要があるかもしれません。ちょっと検討します。

そこに入っている委員は、ガイドライン上、諮問委員会では助言を受けなければならない立場にあるわけです。だから、その方が委員になってしまうと、場合によって当該案件を審査会で審議する可能性があり、そうすると助言を受けなければならない立場の方が審査会側に回っているということはちょっとおかしいのではないかと。

例えば、この言い方をもう少し工夫して、国内支援委員の任期中にある方とすれば、国内委員の任期から外れれば、この審査会のメンバーの中に入ることは妨げないということはあるのではないかと思うのですが、それでどうでしょうか。JICA 内部で相談して

いるようなことで申し訳ないですが。

○ **作本共同議長** 重要なところだと思います。立場が重なる、ぶつかる可能性。今、国内委員のことが出ましたが、異議申し立て審議員は除かれているわけですね。ですから、同じような立場で対立する可能性があることから考えますと、むしろこれは重要な点だと思います。

○ **富本** ただし、その案件が終わって、完全に終了してしまって、その審査対象にほとんどならない場合には、再度その支援審査会の委員として応募していただいて委員になることは妨げないということでしょうかと思いますが、いかがでしょうか。

審議会の任期は2年とか3年とか、要するにその調査期間中に設定するわけです。ですから、その間においては遠慮していただくけれども、それが終わった段階で、仮に次の段階で委員に選定されないということであれば、支援審査会のほうに応募していただいて構わない。

○ **原科共同議長** そうすると、今のところで JICA 国内支援委員の場合は、その任期中ではないこととかそういう表現でいいですか。

○ **安達** JICA の中のことで申し訳ありません。この国内支援委員は具体的にどういうイメージで設置されているかといいますと、個別案件、一つ一つの案件ごとに委員会を作って技術的な審査をしていただく場合と、その分野にかかわる事業すべてにわたって、支援委員会として設置して助言をいただく場合と、幾つかのプロジェクトを束ねて、例えば特定の国の同じ分野で展開されているものについて助言を頂くというようないろいろなパターンがあります。

さらに、先ほど言ったように、1件の案件に関しての技術的なサポートをしていただくための委員のメンバーになられている方は、その案件が終わったあとすべてこの審査会のメンバーから排除されるのかということ、終わるまで入れないということはあまり現実的ではありません。しかも、先ほど申しましたように、さまざまな事業に支援委員会として、かなり多数、日本国内の有識者が入られていて、一つの分野に多い場合は40~50人の方が関わられているわけです。ですから、その人たちがすべてこの審査会から排除されてしまう、しかも環境分野についてその人たちがすべて入らないとなると……。あえてここは制限する必要性が、寧ろないのではないかと。審査会というのは、それ以外の方々もバランスよく入られるわけなので、ここだけ制限する必要性は、私はないのではないかと思います。

○ **富本** これについては持ち帰って検討いたします。1点だけ申し上げなければならないのは、今、安達から話があった環境分野全体についての委員会というものが確かにあって、それから個々の事業についての委員会があって、ガイドライン上も個々の協力事業の環境配慮については、諮問機関の助言を得なければならないという表現になっていますので、もし可能であれば個々の案件についての協力委員についてはご遠慮いただくというような工夫が少しあるのかなと。

ただし、恒常的に全体の分野にわたって支援委員会として設置されるようなものについて

ては、これは妨げないと。要するにこの対象にならないということで、審査会のほうに入っていたとしても構わないという整理もあるのかと思っておりますので、もう一度持ち帰り、JICA 内でまず整理をしたうえで・・・。

- **作本委員** 審査会の公正性とか中立性を担保する限りで、できるだけ専門的な知識を広く求めるといふ姿勢、今おっしゃったようなものがむしろ妥当なのではないかと思えます。
  - **富本** ただし、個別案件について助言を受ける立場の方が審査会に回るといふことは、やはりおかしいと思えますので、そこをどうするのかというところを考えさせていただきたいと思えます。
  - **作本共同議長** よろしいでしょうか。
  - **松本悟委員** 関連すると、利害関係にある個別プロジェクトの審査ということになるのですね。国内支援委員会だけに限らない。例えば、ECFA さんが受注したあるプロジェクトがあって、ECFA の A さんはそのチームに入っていないが、審査委員であったという場合です。A さんは会社のためにこの案件は進めたいと思った場合、利害関係者になる可能性が十分にあるわけです。したがって、単に国内支援委員会だけではなくて、その知見はあって、一般的にはいいかもしれないけれども、個別審査の対象に出てきた案件によっては利害関係になることは十分にありえる。その場合は、利害関係に当たるような案件についてはその審査から外すという対応をして、入り口はとりあえず受け入れる。しかし、個別案件の中でのその審査には加わらない。逆に、それは臨時委員で対応できることとするような、そういう運営のほうがいいのかなと、今、安達さんの話を聞いていて思いました。
  - **富本** そうすると、この（6）は完全に取ってしまっていて、運用の中で定めるというご提案ですか。
  - **松本悟委員** 要するに、避けなくてはいけないことはそこですので。
  - **富本** 分かりました。では、只今の意見も参考にしつつ、文章を整理して再度提案させていただきます。
- 私は A さんを別に排除するつもりはなくて、むしろ ECFA 側からコンサルタントの代表として、公益性の高い財団ですから、そういう意味でのご意見も是非入れたいと思っております。そういう意見を是非審査会の中にも反映させていただきたいと思っております。
- **吉田委員** 今の道筋に賛成なのですが、審査委員が直接あるいは間接的に利害関係があるような案件に関しての審査はできないという、一般的な形で置いておいたらどうですか。というのは、例えばこの案件はおれの弟がやっているのだと、どうしても通したいという審査員もいるかもしれないですね。そういう意味です。
  - **作本共同議長** なかなか難しいですね、事実関係が（笑）。弟とか妹とかになると分からないとは思いますが。今までの皆さんのお考えは共通しているかと思えますので、そのあたりでもう一度ご検討いただくということでよろしいでしょうか。
- さらに、募集との関連で・・・。はい、どうぞ、お願いいたします。
- **高梨** 1 点だけ委員の要件のところ、前から思っていたのですが、社会環境、自然環

境、公害、そして住民移転だけここで特記されている感じなのですね。わたしどもですと、いわゆる社会配慮という、社会開発分野の専門家が住民移転などもカバーするわけです。住民移転の専門家というのを、わたしは門外漢で知りません。ということで、ちょっと違和感があったのです。実際、現場では貧困はじめジェンダーですとか、住民移転の問題も含めてカバーしなければいけないのですが、ここだけ特記してあるのはなぜかなど。いわゆる社会配慮といえますか、社会環境の間に入れられないのかなという素朴な意見を持ちました。

- **作本共同議長** 田中委員、お願いします。
- **田中研一委員** その点につきましては、これまでも、いわゆるカテゴリAに当たるようなもので、いつも最大のポイントになるのは大体住民移転が何千世帯あるとか何百世帯あるとかいうことです。社会環境も間口が広いものですから、必ずしも住民移転を今までご経験されたかたが社会環境の専門家として参加するばかりではないというケースもありました。この住民移転に関しては、そのような知見を持ったかたに入っただくというのが非常に重要だというニュアンスで、住民移転が一つ、社会環境とは別にあると思っております。このところがきちんといけば、大体うまくいくのではないかとこの案件が幾つか散見されます。

先ほど高梨さんのお話にも出ていたのですが、このガイドラインを使って、これから4月1日以降、要請書が来る案件は、相当きちんとして書き込んできたものしか受け付けられないような状況が起きてきます。ECFAの中で活動されているコンサルタントのかたがたも、最初からそういったステークホルダー・ミーティングをどうするかという構成を考えながら、向こうと協力していくというスタンスでゆくとおもいます。どうしてもこれを押し通してやってゆこうなんて感じには恐らくならないと思っておりますから、そこはむしろやりやすくなるのではないのでしょうか。そのためのガイドラインを今作って議論していると思っております。

何も、今までのようにそれをストップさせるための環境審査会とか、そういうイメージではないと思っております。むしろそれなりにうまくできているけれども、ここここはもう少し足りないとか、そこをどのように改善したらこの案件はうまくいくかというような建設的な議論がこの審査会の中でむしろ出てくるような土壌は、もう既に準備は一応されてきていると、そのように私は思っております。

以上です。

- **作本共同議長** ありがとうございます。いかがでしょうか。  
わたしはこの住民移転の専門家というイメージがよく分からないので、似たような疑問を持つのですが、こういう分野の専門家のかたというのはおられるわけですか。
- **田中研一委員** 実際にJICAの開発調査の中でも、コンサルタントグループの中にはアジア開発銀行で住民移転のプロジェクトを専門にやっておられるような専門家もいらっしゃいます。逆に国内でも、移転というよりも、むしろ住民とのいろいろな公共事業での合意形成、そういったところでの専門家もいらっしゃるわけですから、そういうかたがたが

ノミネートされると思いますし、むしろ今回この改定委員会ならびにフォローアップ委員会にかかわっておられるかたで住民移転にお詳しいかたもいらっしゃると思いますので、ぜひ参加していただければと思います。

○ **作本共同議長** ほかにご質問、あるいはコメントがあれば。

それでは、時間の関係もありますので、今の二つの文章については改訂版を出していただくということで、JICA でよろしく願いいたします。

時間が 35 分と残り少なくなってきましたけれども、本来今日のいちばんメインのテーマであります異議申し立て制度をここから始めたいと思います。JICA の側で最後の資料 FC.7-5、異議申し立て制度の議論のポイントということで整理されていまして、こちらの紹介から行いたいと思います。

○ **上條** それでは、この FC.7-5 のご説明をさせていただきます。タイトルがまだいろいろ議論しなければいけないという認識だったものですから、体裁は前の設置と似ていますが、議論のポイントというタイトルにいたしました。

趣旨としましては、国際協力機構が行う環境社会配慮の遵守に関する異議申し立て制度の設置について、必要な事項を定めるものとする。

目的は、ガイドラインの不遵守を理由として行われた申し立てに関して、ガイドラインの遵守・不遵守にかかる事実を調査し、結果を理事長に報告すること。また、不遵守と判断された場合は、遵守を確保するための提言を理事長に行うこと。

3、(1) 異議申し立て審議員（以下「審議員」）2ないし3名を配置する。

(2) 審議員は、法律、環境社会配慮、もしくは国際協力の知見を有するものを理事長が委嘱する。

(3) 各異議申し立てについては、いずれかの審議員が担当することとする。当該異議申し立てを担当する審議員は、他の審議員の意見を踏まえて報告書を作成する。

4. 審議員の任期。審議員の任期は原則2年間とする。

5. 審議員の権限と義務。審議員は、上記の目的を達成するため、以下の権限を有する。このあたりは一部、JBIC をかなり参考にしています。

(1) JICA が保有する文書・記録等、活動に必要な情報に自由にアクセスすることができる。

(2) JICA 職員に対して、ヒアリングを行うことができるほか、文書の提出を依頼することができる。

(3) JICA 職員以外の当事者を含む第三者に対して、ヒアリング及び文書の提供の申し込み・アレンジを行うよう、JICA 関連部署に依頼することができる。

(4) JICA 職員と同等に設備を利用することができる。

以上が権限で、次が、審議員は職務を忠実に遂行するため、以下の義務を負う。

(1) 申立人及び関係者の人権と利益に配慮し、申立人及び関係者を不当に害するような行動をとらないこと。

(2) その他、これは要項ではないのですが、この文書で定められる手続きを遵守する

こと。

6. 対象案件。異議申し立ては、JICA がガイドラインを遵守しなかったことにより、協力事業そのものや、あるいはプロジェクトの実施により、現実には重大な被害が生じているまたは将来重大な被害が発生する相当程度の蓋然性があると考えられる案件に対して行うことができる。なお、2004 年度要請案件から対象とする。

7. 申立人の要件。JICA の協力事業により現実の直接的な被害を受けたあるいは相当程度の蓋然性で将来被害が発生すると考えられる当該国の 2 人以上の住民によりなされる必要がある。申し立ては、当該地域の事情等を勘案し、やむをえない場合は代理人を通じて行うことができる。但し代理人を通じて行う場合は、申立本人は特定されている必要があり、かつ申立人が代理人に対し授權している必要がある。

8. 異議申し立ての期間。ガイドラインの不遵守の指摘に関し、開発調査、これには D/D も入っているという認識ですが、開発調査は事前調査結果を示したとき（事前調査結果がホームページに掲載された日）以降、本格調査の終了（最終報告書がホームページに掲載された日）から 3 か月間、無償資金協力のための事前の調査は予備調査の終了（予備調査報告書がホームページに掲載された日）から 1 年間、技術協力プロジェクトは事前調査結果を示したとき（事前調査結果がホームページに掲載された日）以降、協力が終了するまでの間、異議申し立てを行うことができる。なお、2004 年の要請案件から対象とする。

9. 異議申し立ての手続き。

(1) 申立人は、申立書を書面（別添 1）で、後で例示がありますが、異議申し立て審議員に提出する。

(2) 審議員が異議申し立てを受領し、申立人、担当部署、環境社会配慮審査室に申し立て受理を、原則として受領後 5 営業日以内に書面（別添 2）で通知する。

(3) 審議員は申立書の書面審査、関係者へのヒアリングを行い、申し立てに相当程度の合理性を認められる場合は、原則 1 か月程度で手続きの開始を決定し、その旨理事長と申立人に書面（別添 3）で通知する。

(4) 異議申し立てが却下される場合には、却下の事実とその理由を理事長と申立人に書面（別添 4）で通知する。

(5) 審議員は、協力事業に反映させることが適当と判断する場合は、異議申し立てを担当部署に移送することができる。移送を受けた担当部署は異議申し立てに対応しその結果を審議員に報告する。かかる移送は、理事長及び申立人に通知される。

(6) 審議員は、環境社会配慮ガイドラインにしたがって行われた手続きの確認を担当部署、申立人、環境社会配慮審査室、すみません、ここは審査会です。審査会等からヒアリング、及び必要な場合は現地調査を通じて行う。

(7) 審議員は、手続き開始 3 か月以内に、調査結果を理事長、申立人に報告する（別添 5、6）。不遵守と判断する場合は、遵守を確保するための提言を理事長に行う。

(8) 審議員の報告書は、直ちに申し立て者に対して送付される。申し立て者は報告書に対する意見を審議員に提出することができる。審議員はかかる意見に対しては誠実に対

応し、当該案件に有用な事項を含むと考えられる場合には、意見を担当部署に移送することができる。

(9) 担当部署は、必要に応じて審議員の報告の提出を1か月以内に、審議員の報告書に対する意見及び不遵守の判断の場合には、ガイドラインの遵守の確保に向けた対応策等をまとめた意見書を書面で理事長に提出する。

10. 申立書の内容。申立書には以下の内容が日本語、英語または公用語で記載されていることが必要である。現地の公用語で申立書が記載されている場合には、審議員は手続きに先立ち、申立書を日本語または英語に翻訳することが必要であり、申立書の受理通知までに時間がかかることがありうる。

(1) 申立人の氏名。

(2) 申立人の住所・連絡先。申立人にかかる情報は、基本的には外部には公開されない。また、匿名を希望する場合には、その旨記載することができる。

(3) 異議を申し立てる対象の案件（国名、案件名、プロジェクトサイト、プロジェクトの概要）。

案件名が正確に記載されていなくてもよいが、案件が同定できる記載が必要ある。正確な案件名が記載されていない場合は、案件を同定するために申立人への確認が必要な場合もあり、申立書の受理通知までに時間がかかることがある。

(4) 申立人に対して生じた重大な具体的被害、または将来発生する相当程度の蓋然性があると考えられる重大な被害。

(5) 申立人が考えるガイドライン不遵守の条項及び不遵守の事実。

(6) ガイドライン不遵守と被害の因果関係。

(7) 申立人が期待する解決策。

(8) JICA 担当部署との協議の事実（日時、対応者、対応の内容）。

申立人は、異議申し立てを行う前に、案件を担当している JICA 事務所または担当部署と一連の対話を行うことが求められる。このため、JICA 事務所とのやり取りの事実関係については、日時、対応者、対応の内容など詳細が記載される必要がある。また、申立人は JICA 事務所、これは「等」ですね、担当部署も入りますので、JICA 事務所等の対応が不十分である理由について記載することができる。

JICA の広報部署は、JICA 事務所等との対話が迅速かつ適切に行われるよう外部から問い合わせがあった場合には、迅速に当該案件の JICA 事務所等を紹介する。こちらも事務所「等」を入れてください。

(9) 代理人を介して申し立てを行う場合には、代理人を介して申し立てを行う必要性を記載し、申立人が代理人に対し授権していることの証憑を添付する。

11. 報告、提言に基づく対処。

(1) 審議員の報告と提言、担当部署の意見及び申立人の意見を踏まえた理事長の指示は、担当部署が実施する。

(2) 審議員は、理事長の指示の実施状況につき担当部署から報告を受け、毎年作成さ



れる年次報告書（別添7）において理事長に報告する。

## 12. 情報公開。

（1）審議員の報告書、申し立て者の意見書、担当部署の意見書については、個人情報・法人情報その他の法に基づき不開示とすべき事項の有無について確認したうえで、それぞれ速やかにウェブサイト上で公開される。

（2）審議員は、個人情報・法人情報その他の法に基づき不開示とすべき事項の有無について配慮したうえで、年次報告書をウェブサイトと JICA 図書館で公開する。

（3）審議員は、その連絡先をウェブサイトに公開し、その存在が広く認知されるよう努力しなければならない。

13. 申立人への配慮。審議員は、申立人より抑圧が生じないように、申立人の人権に配慮する。

14. 濫用の防止。審議員は、濫用防止の観点から、異議申し立ては純粹かつ手続きの目的に沿って適切になされたものであるかチェックを行う。

15. 事務局。異議申し立てがあった場合、審議員に関する事務を処理するため、事務局を置く。事務局員は、数名の JICA 職員から構成される。

あとは、先ほどのいろいろな添付のレターの例示がついています。以上です。

○ **作本共同議長** ありがとうございます。最後に松本郁子委員からのコメントが入っているんですね。よろしいですか。

それでは、議論の個所も多いかと思しますので、全体の構成、あるいは1ページの趣旨、目的、構成、このあたりまでのご意見があればという、そういう進め方でよろしいでしょうか。では、1、2、3につきましてご意見・コメント等があればお願いいたします。

はい、どうぞ。原科先生。

○ **原科共同議長** 先ほど申し上げた審議員という表現なのですが、審議役でずっと議論してきましたね。それで、便宜的なことで審議員に変えたということを説明いただきましたが、審議役とは重みの感じがだいぶ違います。何とか委員というと、一つは審査会が委員が構成されますね。そっちの委員と混同が生じるおそれもありますし、審議役は、2人ないし3人で随分機能が違うと思いますから、こっちは役といったほうが違いが明確になります。審査会は委員ですからいいのですけれども。そんな感じがいたしますが、いかがでしょうか。むしろ審議役と表現したほうがよろしいように思います。

○ **富本** JICA の内部的な事情のようですが、最近、組織変えがありまして、その中で旧事業団では次長という立場になっていた人たちを、特に課題部とかその他のところでも審議役というふうに名称を付しましたものですから、それと混同があってはいけないなど。特に、いろいろな規定とか要項、要領などを書くときに混同されては困るのではないかとということで、審議員という名称にさせていただいたのですが、それ以外のものがもしあれば宜しい訳で、必ずしも審議「員」にはこだわりませんが、もう少し名称についても工夫させていただけないかなと思っています。

確かに、員という言葉は委員と混同する可能性もあるということはありません。一方で

JICA 内の審議役とかなり混同される可能性もありますし、そのところをちょっとご配慮いただけたらと思います。

- **原科共同議長** JBIC はたしか審議役という表現だったですね。だから、JBIC の審議役と同じ役割なので審議役のほうがいいのではないかと思います。
- **田中研一委員** 今、富本さんがおっしゃっているように、審議役というのが新しい機構内部にあるものですから、これについて、もう一つ意見がありまして、審議人、審議申立人という「人」という字がありますね。そういうのはどうかという意見を持っておられるかたもいたのですが、もしそれがふさわしいのであれば、そのほうがいいかもしれません。
- **原科共同議長** 「人」だともっと広がってしまうではないですか。
- **田中研一委員** ええ、審議人ですね。この「人」いう言い方は、いわゆる法律などの中でも使う用語だということを知っていますが。
- **原科共同議長** 「人」というのは一般的に適用できる言葉で、「役」と申し上げたらそれだけ重要な機能を果たしているという意味です。「人」は「員」よりももっと広いでしょう。わたしの感覚ですけれども。それから、JBIC の審議役と同等の役割だとするなら、当然同じ言葉のほうがいいわけですから、そういうこともあります。
- **富本** もう少し検討いたします。例えば審議役という言葉が単独で使われると語弊があるので、異議申し立て審議役ということでひとつ、固有名詞ということも考えようと思います。それは JICA の中の審議役とは明らかに違って、常に異議申し立て審議役と、ちょっと字は多いのですが……。
- **原科共同議長** 振り仮名を取ってしまって、漢字だけ 4 文字で「異議申立」で。
- **富本** 異議申し立て審議役ということですと使うということであれば。
- **原科共同議長** 異議審議役ですね。何とか審議役でもいい。
- **富本** ちょっとここは工夫させていただきます。
- **山田委員（代理星）** 2 の目的のところについてちょっとお話しさせていただいてもよろしいでしょうか。
- **富本** 審議役について何か意見がありますか。
- **作本共同議長** よろしいですか、次の話題に移って。
- **富本** 持ち帰り検討するということで。
- **作本共同議長** 今の件は JICA でもう一度名称は検討いただくということで。山田さんお願いいたします。
- **山田委員（代理星）** 外務省無償資金協力課の星と申します。2. 目的のところですが、書いてあるとおり、異議申し立て審議員の任務というか業務に近いことが二つ書いてあります。外務省の立場であまり細かくは申し上げるつもりはないのですが、できれば異議申し立て制度をそもそもどういう目的で置くのかということ、ここで明示的に書いておいたほうがよりいいのではないかと。具体的に言えば、わたしの個人的な認識では、本件は行政機関であれば行政不服審査法に該当するような、あるいは国民を簡易な手続きによって

より救済するという目的を持って作られる制度だと理解しております。そういった JICA さんとしての考え方をきちんとここでまとめておいていただくのが、今後の適切な異議申し立ての処理にもつながるのではないかと考えていますが、いかがでしょうか。

- **富本** 確かにこの表現は、異議申し立て審議員とか審議役の業務の内容について具体的に書きすぎるかもしれませんので、ガイドラインの不遵守を理由として行われた申し立てに対して、ガイドラインの不遵守を調査し、修正を図ることを目的とするとか、そのような表現に。文言は今すぐにはちょっと……。
- **原科共同議長** コンプライアンスですよ。だから遵守ということですね。ガイドラインがきちんと運用されるように、そのためですよ。そのための手続をするのに申し立て制度がある。
- **富本** ええ。ガイドラインの遵守そのものの審査については審査室でやりますから、それに対する異議申し立てがまずあって、その事実関係を調査して、適正にこのガイドラインが遵守されることを確保するとか、そういう表現になるのでしょうか。今すぐには正確な文言は申し上げられません。
- **原科共同議長** ガイドラインが遵守されているかどうかを確認する役。だから、遵守審議役でもいいぐらいの感じだと思います。コンプライアンスだから。審査委員会が審査役がちゃんと審査したかどうかチェックするというのは、ガイドラインに照らして適切な審査がやられたかどうかチェックするわけでしょう。
- **富本** ええ。ただ、それはあくまでも異議申し立てを出発点としなければならないのです。だから、異議申し立てがまず出発点であることを明記したうえで、ガイドラインの遵守・不遵守を判断するということ。
- **山田委員（代理星）** わたしが申し上げておきたかったのは、異議申し立て制度においては、ガイドラインの不遵守があったかどうかということをチェックするというのももちろん非常に重要なのですが、やはりプロジェクトによって不利益を受けたかたをできるだけ迅速に救済するという目的があってやっているものだと理解しております。今後、異議申し立て制度は、定期的に見直しが行われていくかと思うのですが、その議論を行う際にも、やはりその点がベースにならないと、制度のための制度というような形になってしまっただけでは意味がないものですから、そういった点を念のため、ここで確認しておくのが望ましいのではないかとこの考え方に基づくものです。
- **作本共同議長** 松本さんお願いします。
- **松本悟委員** 同じところですよ。僕も外務省の意見に大いに賛成です。わたし自身が前回出したペーパーで書いてあるのですが、不遵守状態の解消、環境社会問題の解決というのが、やはり一つ重要な問題になってくると思います。それに全く触れていません。そして、大きくいえば JICA のアカウンタビリティを高める、ガイドラインの遵守を確保するというのが目的だと思います。これについては、前回わたしは意見で書いていますが、全くここに取り入れられていないということなので、そのあたりをどう考えているのかが、よく分からないのです。ですから、今、外務省のほうからも意見が出ていましたが、わた

し自身も強く思います。そのあたりについて、前回ペーパーを出していますから、どのように検討してこれを採用しなかったのかという経緯があるはずですので、教えていただければと思います。

○ **富本** 前回の松本さんのご意見については十分斟酌をしてこの案の中に反映させていきたいと考えております。他の機関のものも参考にしつつやっているわけですから、他の機関でのいろいろな議論の過程も一応参考にしております。今おっしゃったような外務省のご指摘もありますので、その点については再度検討して、この目的のところをもう少しエラポレートしていきたいと考えております。だから、これまでのご提案の中身についても十分斟酌しているつもりですということをお願いしたい。

○ **松本悟委員** 他の機関とおっしゃいましたので、世界銀行が幾つかのポイントを目的に上げています。一つは、途上国の住民に対して直接、この場合はバンクですから、バンクがファイナンスしたプロジェクトについて意見を言う場を提供すること。それから、ポリシー、あるいは手続きが遵守されるように確保すること。その二つをすごく大きいところとして書いています。世銀の場合はフォーラムを提供すると。バンクの事業によって影響を受ける、あるいは受けるであろう人たちに対して、バンクと議論をするフォーラムを設けるという、ひとつ独特な書き方をします。

ですから、わたしが申し上げたいのは、あまり JBIC だけをごらんにならないでほしいということですね。JBIC のときにはさんざんな議論があり、しかも、旧輸銀パートからのさまざまな抵抗の中で妥協の産物でやったものですから、ODA でやっている JICA は、それがきつといちばん先進例だと考えられ、ぜひ世銀なり、現在 ADB が推し進めた新しいニュー・アカウントビリティ・メカニズムとか、もう少し先に行ったものをごらんになって参照していただきたい、他の機関というのであれば、そのあたりはぜひお願いしたいと思います。

○ **富本** 分かりました。ただ、ここでそういうことを細かく書き込むのがいいのか、あるいはガイドラインの中に既に理念なり目的なりがちゃんと書いてありますから、それを遵守するというときには、ガイドラインの目的、理念がまさに含まれているわけなので、そこを再度書く必要があるかどうかという判断は、一応あったわけです。そこで再度書く必要があるということであれば書くことがいいのですが、一応我々としてはそういうことはガイドラインの中で十分反映されているのではないかと。この理念も目的も含めて遵守されているか、不遵守かということもこの中には含まれていると思って、この目的の書き方をしております。必ずしも JBIC のものだけを参考にしたわけではないということですし、JBIC での議論の経緯も一応含まれているつもりです。

○ **原科共同議長** 今の関係で、先ほどわたしがガイドラインの見直しなども機能に入れたほうがいいのかと申し上げたのは、今、外務省のかたがおっしゃったことにけっこうつながるところがあると思います。つまり、今あるガイドラインを守るだけでいいのかということが基本にあるわけです。おっしゃるように、ここにそういうことを書いておけば、それでもっと広く、要するに社会環境配慮をきちんとできるかということですね。

そういうことで、今のガイドラインはそのための最善の努力をしましたが、議論していきますと、さらに改善しなくてはいけない部分もあるはずですよ。だから、そういうことを含めると、その辺もここに機能として書いておけば、単に遵守だけでは・・・、当然遵守は大事なのです。そのうえで足りない部分は改善を図っていくというところにつながっていきますので、そういう目的の書き方にさせていただいたほうがいいかなという感じがしました。

○ **富本** この次の議論になると思うのですが、やはり異議申し立ての内容というものが非常に重要になってくると思います。やはりガイドラインがちゃんと守られているかどうかということ以外に、例えばこの国に対して協力をすることがいいか悪いかとか、この案件をすることがいいか悪いかという話になりますと、これは実は JICA の所掌範囲を越える部分でありまして、監督官庁である外務省に対して物を言っていたかなければならない部分もあるのかもしれない。

○ **原科共同議長** わたしが申し上げたのはそうではなくて、このガイドラインで環境社会配慮を実現するために十分かどうかということが常に出てくるわけです。これは一つ今作ったシステムですからね。この制度自体、わたしの評価では、ルール自体、ガイドライン自体は世銀のものよりいい面があると思います。先日、IAIA（国際影響評価学会）の世界大会がバンクーバーでありました。そこで JICA の改訂ガイドラインの作成について発表し、議論もしました。そういう先進的なものもできたとも言いました。参加者からは大体そんな感じで受け取っていただいたように思います。

ですけど、そのガイドラインを十分守ったからといって環境社会配慮のあるべき姿まで完全に到達するとは限りません。これはこれまでの議論の中でいろいろ妥協点もありましたから。そうすると、その中では幾つかはやってみなければ分からない場合がありますから、実際に運用してみて、この点はもう少し改善したほうがいいということが出てくると思うのです。その場合にガイドライン自体を変えるということも考えますと、遵守は当然としてあるけれども、それに加えて、本来何のためにこのガイドラインを作ったのか、そういった点に関する議論ができるような部分が必要ではないかと思ったので申し上げたのです。

○ **富本** 先生に対する意見ではなくて、むしろ松本さんのほうから先ほどありました不利益を受けた人への救済とかいう話になってまいりますと、JICA というのは、もちろん技術協力プロジェクトとしまして、調査の部分ですので、それが実施に移されると、それによって不利益を受けるということが高いわけです。無償資金協力も全く同じです。ですから、JICA のガイドラインの遵守・不遵守の結果によって、要するに調査の結果として生じた不利益は、どの段階で生じるかと・・・。

○ **原科共同議長** 実行段階ですね。実施主体ではないから。

○ **富本** そのところが非常に、実は我々も悩んでいるところでもあります。調査で、確かにレポートの書きようによっては十分でなかった配慮とかそういうこともあるのかもしれませんが、それがあつた結果として実施段階で反映したかどうかということ特定すると

いうことは実際可能なかどうかという技術的な問題も含めて、あるいは実施する主体が、例えば JBIC の円借款とか、あるいは国による実施とか、無償資金協力になりますと、JICA の所掌業務の中で救済の可能性とか対応はどういうものかということ、本当は議論しなくてはならない。要するに、異議申立人から提言をされた理事長が、一体それに対してどう対処するかという、その対処の方法なり範囲なり、あるいは可能性というものを、実は相当議論する必要がある。

先ほどおっしゃったように、目的を書くのはいいのですが、その目的に基づいてすべてをやりなさいということになりますと、これは外務省も関係省庁も巻き込んでやらないとまらない部分もあるのかなと考えております。そのところの分けとか関係性というものを明確に議論しないと、実は目的の書き方は非常に難しいとは考えています。

- **原科共同議長** そうですね。先ほど世銀の例をおっしゃったけれども、世銀は現在 JICA と JBIC を足し合わせた機能を ODA に関しては持っていますね。ですから、その意味では、JICA でプランニング段階で情報提供して、あとは例えば JBIC が円借款で対応するときは、その意思決定のところに JICA からどんどん意見を出す。これはできますね。だけど、事業実施段階に対する意見は世銀は融資機関ですから、むしろワンセットで動けばいいのですが、日本では JICA と JBIC が、今のところ分かれていますから、この辺は確かに難しいところがあると思います。

その意味では、この前 IAIA のときに、世界銀行のグループが特別セッションを設けました。それ以外にもまた開発金融機関としての議論のセッションを設けまして、その中で世銀のリントナーさん、皆さんご存じだと思いますが、彼が、今、開発金融機関相互に、各国のバイもマルチもセットでハーモナイゼーションという言葉を使っているのです。ある国に融資する場合に、例えば世銀とかアジ銀とか、あるいは国際協力銀行が一つの国でみんな融資する。そのときにいろいろガイドラインがあつて、でこぼこしますね。同じ国ででこぼこしては困ってしまうので、これをなるべくそろえようと。そのときに下手をするといちばん低いほうに行ってしまう、それでは何のためにやっているか分からないので、なるべく高い水準に上げようという協議をしていると。去年、そういうことでご存じのローマ宣言をやったというので、来年、今度はパリでパリ宣言をやる、そんなことも言っています。

その辺の動きを考えると、やはり JICA ののできる範囲、所掌の範囲、義務の範囲がありますが、だけどやはり高い水準を目指さないと世界の動きと乖離してしまうのではないかというおそれがありますから、そういうことが可能なような目的の書き方は必要だろうと思います。

- **作本共同議長** 時間もあと 7 分残すところになっています。やはり出だしのこの目的のところは重要な意味合いがありますので、今日は時間の関係で打ち切らざるをえませんが、ずっと個別項目を検討したあとで、またここに戻るといふことではいかがでしょうか。

松本さん、どうぞ。引っかかるころがあれば言ってください。

○ **松本郁子委員** 目的のところなのですが、松本悟さんの前回のコメントの中でも問題解決の役割を何らかの形で担えるようなところを入れたらどうかということがあって、実はJBICの異議申し立て手続きの中にも、対話の促進というのが目的の中に入っております。

といいますのは、やはり世界銀行のインスペクションパネルの中で、そのガイドラインを遵守しているか、していないか、そこに固執しすぎて、実際の問題解決になかなかつながないのではないかと批判がある中で、どのように問題解決もつなげるような遵守・不遵守……。そもそも問題が起こらないようにするためにガイドラインが作られているわけですから、それが守られて問題が起こらないようにするというのが、やはり遵守機能のそもそもの役割だと思います。ですから、そこでできること、どこまで本当に問題解決に踏み込むのかというのは一様に制約があるかと思うのですが、対話の促進というところであれば役割があるのではないかとという形で、そういう項目を入れています。

ですので、ぜひJICAのほうでもそこは検討していただきたいということと、あとJBICの異議申し立て手続きの中では基本原則というものを入れています。この原則の一つとして、透明性とアカウンタビリティ、これは非常にNGOから強く主張して、絶対に入れなければいけないということで入れていただいた項目です。JICAのほうでは全部この基本原則のところは抜けていますので、何とかアカウンタビリティの確保というところを目的の中に入れていただきたいと思います。

○ **原科共同議長** そうですね。基本原則は大事だと思います。

○ **作本委員** 基本原則についてはまた改めて戻るということで、次回以降に引き継ぎたいと思います。今、議論の一応の区切りとしましては、目的のところまで議論が一段落したということで先へ進んで、またさらにここに戻ってくるということで、今日の会議はとりあえず、今、松本さんの他の項目もかかわりますけれども。

○ **松本郁子委員** 実は、次回が出張でどうしても出席できないので。

○ **作本共同議長** そうですか。では、ご紹介だけお願いいたします。

○ **松本郁子委員** 今日出させていただいた紙についてお話しさせていただきたいのですが。

○ **作本共同議長** 最後の紙ですね。

○ **松本郁子委員** はい。1点めは、松本悟さんが出されているコメントと一緒になのですが、この新しい改訂版の中でも、調査の終了後1年というところが変わっていません。やはり調査の内容はプロジェクトが実際実施されるまで変更が可能だと思いますので、この1年の制限は取り払っていただきたいということです。

それと、2点めは情報公開なのですが、JBICのほうを恐らく参照されていると思うのですが、この手続きが今どこまで進んでいるのか、それが非常に不鮮明で困るということが、実は世界銀行のインスペクションパネル、あるいはCAOのパネルで出てきています。ですので、わざわざ、今どのようなプロセスにあるのかということをきちんとウェブサイトで公開してくださいよという項目をJBICに入れていただいているのですが、これが入っていませんので、ぜひ入れていただきたいというのが2点めです。

3点めは先ほど申し上げたポイントです。

4点めは、ガイドラインと同様に見直しの項目を入れていただきたいということ。それから、先ほどの議論とも関連しますけれども、審査会でガイドラインの見直しについてある程度役割を担っていかれるということであれば、そこでいいかと思うのですが、異議申し立ての手続きを見られるかとも、実際にガイドラインがうまく機能しているのか、機能していないのかということに非常にかかわられるかと思いましたが、ガイドラインの見直しに意見を出されるというのは非常にいいのではないかと思います。

最後に、この要綱の異議申し立ての受け付けに関して、2004年9月以降の案件と限っていらっしやいます。これは、実はJBICの異議申し立てのときも最後までもめた件なのですが、やはり機能としてできたのであれば、以前の案件に関しても以前の手続きに沿った遵守・不遵守というものを見られる機能に、ぜひしていただきたいと思っています。

以上です。

○ **作本共同議長** 今、ご指摘いただいたことが数点ありますが、何かコメントはありますか。

○ **富本** 議論は次回以降ということになると思いますが、1点だけ。開発調査から本格終了後の1年というのは、今回の提案では3か月になっておりますから、その点は確認していただきたいと思います。

最後の点については、これももちろん次回も議論しますけれども、相当難しい状況にあります。これはJICAとしてもちゃんと立場を申し上げて議論したいと思っています。要するに、旧ガイドラインというものがどういう位置づけであって、今回のガイドラインがどういうプロセスで議論されたかということをも踏まえたうえで、この点についてまた議論していきたいと思っています。

○ **作本共同議長** 異議申し立て制度の根幹にかかわるところですし、ほかの審査会とのかわりをどう位置づけるかということにもかかわってきます。世銀方式を取るか、いろいろ考え方があるかと思いますが、本質の部分にかかわりますから、次回以降また本格的に議論を行うということで。それでは、順番を追って今日の2番めの目的までは……。

○ **中村** 松本委員のコメントに関して、若干ご質問させていただきたいのですが。

○ **作本共同議長** どうぞ。

○ **中村** 松本委員の1番めのところなのですが、1行めで「実際にプロジェクトが実施」とおっしゃっているこのプロジェクトの定義なのですが、例えば開発調査で計画等を作成して、それを事業として実施する、それをプロジェクトと書かれているという理解でよろしいでしょうか。

それから、2点めが、そうしますと、2行めの「調査の内容は変更可能である」という、この調査と呼んでいるものと、私どもが実施しています環境社会配慮に対する確認と支援のための調査、この関係がよく分かりません。この調査というのは、JICAがやっている取り組みを指しているのか、もう少し広義に、わたしどもが実施した支援に基づいて、実施の前までに先方政府のイニシアティブで内容の変更というのは十分可能だと思うのです。



が、そういったものまで含むのか、この辺がよく分からなかったものですから、簡単に教えていただければと思います。

- **松本郁子委員** もちろん、先方政府が自主的に変えるということは当然可能だと思うのですが、ここで書いていたものは、例えば調査の内容によって、事業を本当にどのように変えるべきなのか、変えないべきなのかということが入ってくることもありますよね。この調査というのは、JICAの調査にかかわるところという意味でわたしは書きました。
- **作本共同議長** それでよろしいですか。
- **中村** 具体的には、わたしどもがファイナルレポートを提出した時点で、いったんは所定の支援が終わると考えられます。従いまして、ここに書かれているように、「実際にプロジェクトが実施される」、つまり事業化されるまでの間、「調査の内容は変更可能である」ということになりまして、わたしどもの調査という業務は、最終報告書を提出するところのみならず、事業が実施されるまで終了するべきではないという意味にも取れるのですが、そのあたりはいかがでしょうか。
- **松本郁子委員** 恐らく、JICAが事業をするべきでないとはなかなか言いにくいのですが、ただ、もしその調査の内容にある程度問題があって、その結果を基に事業をやりやめたほうが良いという結論になっているとすれば、それはやはり訂正していただかなければ。調査は調査としてどんどん外に出ていくわけですから、それは訂正していただく必要があると思います。
- **安達** 恐らく、議論は次回のところでされると思うのですが、松本委員が出られないということで、今は事実の確認です。JICAの開発調査の場合は、ご存じのように資金を準備して事業を実施するかどうかの判断をするまで、その前の段階まで行うわけです。そこから次の段階では、円借款であれば詳細設計が、JBICの資金融資の中、あるいは自己資金で行われるわけです。無償資金協力であれば、基本設計調査が次に続くわけです。そこについてはいったんJICAの判断から外れるわけなのですが、ここで言われている「調査の内容が変更可能である」というこの調査は、いったんフィジビリティ・スタディまで行われたものの、そのあとで変更される段階はあるわけですね。実際に詳細設計なりの段階、事業を起こすまでの詳細の計画をさらに作っていく調査は、別途資金手当がされて行われるわけですが、その段階を指されているのか、あるいはJICAが責任を持ってF/S自体に対して、さらに付加的に予算をつけて事業を実施すべきということを想定されているのか。我々の責任範囲の中で、延長してやっていくということを想定されているのか。
- **松本郁子委員** F/Sをまた新たにというところまで考えていないのですが、非常に分かりやすい例で、こんな例があるかどうかは分かりませんが、例えば今回の新しいガイドラインの中で調査をするうえで、幅広くステークホルダーのかたに情報提供し、その人たちの意見を聞いて、それを反映したうえで最終レポートを作っていくというように手続きをかなり細かく定めているわけですね。

しかし、例えば非常に狭い形でステークホルダーを定めていたと。こういうような人た

ちを全然取り込まないで最終報告のまとめをしてしまった。こっちの海側の人たちは実はこういう意見を持っていたということが全然反映されないで、最終報告書をまとめてしまった場合に、それは違反ではないのかという訴えがあったときに、やはり海側の人たちの意見も踏まえたうえで最終報告にするという手続きは、わたしは当然あってしかるべきではないかと思っています。そういう範囲のことを例えば想定しておりました。

- **松本悟委員** 短く追加していいですか。具体的には、アジア開発銀行がラオスに融資をしたトゥン・ヒンブン・ダムの中に、前にお話ししたかもしれませんが、ノルウェーが TA を出して F/S、EIA をやり、終わったと。ところが、EIA の質が悪いということがノルウェー国内で問題になり、蒸し返された。そして、専門家の意見を聞いたところ、この EIA の質は極めてひどくて、このとおりにやったらプロジェクトは大変なことになるというのがノルウェー国内で問題になり、NORAD の副総裁はそれを受けて、ノルウェーは自らの資金によって EIA のやり直しを行うということをラオス政府に提案し、行ったということがありました。

ですから、今はノルウェー国内での議論によってですが、異議申し立てによってそういうことがありうるのではないかと。つまり EIA の質がすごくひどくて、オミットしていた影響があって、もしそのまま相手国政府がうのみにして事業を実施されては、その後大きな問題が起こるとということが異議申し立て制度の中で判明した場合、やはりその解決方法の一つは、もう一度開発調査をやる、F/S をやるということを相手国政府に持ちかけることです。我々のやったレポートは国内で問題が出ましたので、もう一度、付加的な調査をせざるをえないということを言うということはありません。トゥン・ヒンブン・ダムをめぐる NORAD の動きとして、まさに TA を 2 回行ったようなことはありえるのではないかと思います。

- **安達** 今のケースはかなり一般的ではないかと思っています。それは、一つは前提条件が違う。ADB なり資金がつくということ、事業が実施されるということを前提にした TA であるということ。これは、我々が F/S をやる、そこまでしか我々 JICA が責任を持たないということと大きな違いがあることは確かだと思います。

- **松本悟委員** NORAD は実施しませんよ。

- **安達** NORAD が実施するのではなくて、資金協力の中の TA として、NORAD がそこを分担したということであれば、資金で実際に事業が実施されることを前提にしてやっているというものと理解しています。

- **松本悟委員** JICA は調査を、事業の実施を前提にしてやっていないということですか。

- **安達** いえ、そういうわけではありません。次の段階として、融資機関として責任を持って環境社会配慮ガイドライン上、手当てがされているのかどうかを判断する、そういう機関があると。例えば JBIC であれば、資金を提供する審査の段階で、ちゃんと環境社会配慮ガイドライン上、網羅されて問題がないかどうか、それからステークホルダーに問題がないかどうかというのを、もう一度審査するメカニズムがあるということです。そういう意味だけで申し上げています。

JICA のほうも、当然のことながら JICA が行いました環境社会配慮ガイドラインに対して、遵守されていないと異議申し立てがあった場合に、追加的に不足の部分について調査をかけるということは当然あると思います。でも、調査の内容が変更可能であるという表現で、常に JICA がそのあとの部分まで資金を面倒見る、要するに事業実施までの間、我々が責任を持ってフォローするということでは必ずしもない。事業自体の JICA の責任の範囲からすれば。そういう意味で申し上げます。

- **松本悟委員** それでは異議申し立て制度の意味がないではないですか。
- **安達** 異議申し立て制度の意味がないということではなくて、異議申し立て制度はそこで異議をおっしゃって、改善の提言がなされた場合に対しては我々は責任を持ってやりますが、一般的に申し上げて、事業の F/S が終わったあと、資金がついて、その当該事業が実施されるまでの間、JICA が常にそれに対して実施責任を負っているわけではないということです。
- **松本悟委員** 今はそういう話ではないと思いますけどね。
- **富本** この議論は、また次回ゆっくりやりたいと思いますが、今、事業部の見解が示されましたし、松本さんから NGO なの話も出ました。一つだけ申し上げたいのは、我々はこのガイドラインを遵守したいと思ってこの委員会を始めているわけですし、19 回の委員会とかで既にもうこれはアクティブになっているわけですから、その精神は全く変わっておりません。

ただ、現実のこの異議申し立てを実施するときに、どのような異議が出てきて、それに対してどのような対応をすべきなのか。今おっしゃったように、JICA として責任がどこまであるかということも含めて、あるいは JICA として責任を持って何ができるのかということが非常に重要です。現在の日本の ODA のシステムの中では、他の NORAD とか世銀というものと違うということをまず明確にしたうえで、どこまでを JICA がやるべきなのか、あるいはできるのか、それに対する異議申し立てを的確に受けるにはどうしたらいいかということを議論しないと、先ほどの目的の議論にもかかわりますが・・・。

ですから、異議があったものを例えば JBIC に的確に知らせるという方法もあるかもしれない、あるいは関係省庁に対して知らせなければいけない。すべて JICA がその異議を受け付けるのか、あるいは JBIC に分けるのか、あるいは関係省庁に持っていくのか。関係省庁に、現在、異議申し立ての制度は全くありませんので、そういった機能を明確にしておかないと、JICA として異議は受けただけでも議長として対応できる可能性は全くないということもありうる。そこまでやれということになりますと、今度は本当に JICA として、そこはいかがかなと申し上げなければならない部分はあるでしょうということを申し上げているだけです。

今、ちょっと別の話になりましたけれども、そういう大きな目的、あるいは概念、理念の整理が必要だなということです。例えば、何か月乗せるのかとか、何年にするのかとか、そういう議論も出てくるとと思いますが、まずその前提条件としての議論がかなりないと、その議論までいかないのではないかと考えておりますので、そのところはひとつ了

解いただきたいと思っています。そのうえで、テクニカルな中でどういう解決策があるのかなということも十分に議論させていただきたいと思っています。松本さんのご提案はご提案として、真摯に受けて止めます。

- **作本共同議長** 申し訳ありません。会議は、松本郁子さんが次回出られないということで議論を限定的に続けさせていただきました。そういうことで 10 分時間をオーバーしてしまいましたが、やはり本質的な内容を含んでおりますので、次回にまた議論を続けたいと思います。

それでは、最後に次の会議の予定をご報告いただいて終わりにしたいと思います。

- **上條** 次回、第 8 回のフォローアップ委員会は、この表紙に書いてありますとおり、5 月 24 日の月曜日、10 時から 13 時、場所は幡ヶ谷です。何度か体育館で開いたことがありますが、今回は、場所は体育館ではないのですが、東京国際センターのオリエンテーションルームというところで開く予定にしています。
- **原科共同議長** この調子だと、第 4 回で終わらないでしょう。もう一回やっておいたほうがいい。
- **上條** まだ仮置きで、多分これで決まると思うのですが、次の第 9 回を、共同議長の方々と相談したのですが、6 月 7 日月曜日の 10 時から 13 時、JICA の本部でやりたいと思っております。決まったら皆さんにメールで流します。
- **松本悟委員** たくさん意見を言う者として言わせていただきますと、わたしは月曜日だと 12 時までしか出られません。次回もそうですが、最後の 1 時間は出席できません。
- **作本共同議長** 松本さんは、いろいろ、この異議申し立てについて詳しくほかの国の比較等もやっておられますので、できるだけコメントということで・・・。
- **松本郁子委員** 9 時から。
- **作本共同議長** 9 時か 9 時半か時間を変更するということは。
- **原科共同議長** 9 時半にしますか。
- **田中研一委員** 2 時間なのでしょうか。
- **上條** それはまたメールで流しますが、では 9 時半に開始するように。24 日ですね。
- **作本共同議長** 9 時半から、終わりは何時ですか。
- **田中研一委員** 12 時でしょうか。
- **原科共同議長** 9 時半スタート、12 時終了にしましょう。その次も 9 時半にしましょう。それならよろしいですか。
- **松本悟委員** もし 2 時間半でしたら、10 時から 12 時半でもいいですか。子供を保育園に預けていますので。
- **原科共同議長** では、10 時から 12 時半。
- **作本共同議長** この議論は根っこが大きいものですから、やはり JBIC が今どうなのか、あるいは世銀等も既に資料等も出ていますし、あと JBIC のもう一つの委員会で原科先生等がかかわられたこの不服申し立てのための報告書もありますので、意見を少し仰ぎながら進められればと思います。

今日は時間が過ぎてしまいましたけれども、議長の不手際で申し訳ありません。ありがとうございました。

午後十三時十三分閉会